

令和 4 年 度

エネルギー対策特別会計財務書類

エネルギー対策特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第 19 条第 1 項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

エネルギー需給勘定

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	592,638	761,208	未 払 金	793	159
有 価 証 券	513,144	643,581	未 払 費 用	13	11
た な 卸 資 産	1,447,368	1,405,055	前 受 金	4,276	—
未 収 金	1,578	3,753	賞 与 引 当 金	31	32
貸 付 金	39,160	39,500	政 府 短 期 証 券	1,160,507	1,160,700
貸 倒 引 当 金 △	1,574 △	1,574	借 入 金	320,998	308,927
有 形 固 定 資 産	402,853	378,351	退 職 給 付 引 当 金	504	439
国有財産(公共用 財産を除く)	401,542	377,859			
土 地	51,311	48,740			
立 木 竹	1,412	1,707			
建 物	13,001	12,311			
工 作 物	330,491	310,363			
船 舶	5,326	4,735			
物 品	1,310	491	負 債 合 計	1,487,124	1,470,271
無 形 固 定 資 産	83	82	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	1,146,063	1,124,523	資 産 ・ 負 債 差 額	2,654,191	2,884,210
資 産 合 計	4,141,316	4,354,482	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	4,141,316	4,354,482

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人 件 費	463	467
賞 与 引 当 金 繰 入 額	31	32
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	28	2
補 助 金 等	447,998	372,541
委 託 費	158,478	166,218
分 担 金	136	124
拠 出 金	4,321	7,101
補 給 金	25,912	26,042
独 立 行 政 法 人 運 営 費 交 付 金	163,752	159,529
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金 等	6,383	5,972
一 般 会 計 へ の 繰 入	—	0
庁 費 等	1,443	817
公 債 事 務 取 扱 費	1	2
そ の 他 の 経 費	103	421
減 価 償 却 費	34,630	28,199
支 払 利 息	△ 708	△ 827
為 替 換 算 差 損 益	△ 4,048	△ 340
資 産 処 分 損 益	△ 76,317	△ 147,975
た な 卸 資 産 評 価 損	13	7
本 年 度 業 務 費 用 合 計	762,625	618,338

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 前年度末資産・負債差額	2,211,090	2,654,191
II 本年度業務費用合計	△ 762,625	△ 618,338
III 財 源	976,219	786,730
1 自 己 収 入	77,056	50,312
そ の 他 の 財 源	77,056	50,312
2 他会計からの受入	899,162	736,418
一般会計からの受入	899,162	736,418
IV 無償所管換等	982	121,633
V 資産評価差額	228,524	△ 60,005
VI 本年度末資産・負債差額	2,654,191	2,884,210

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	121,250	236,641
他会計からの受入		
一般会計からの受入	899,162	736,418
出資金の回収による収入	184	464
有価証券の売却・償還による収入	71,600	135
前年度剰余金受入	384,657	592,638
財 源 合 計	1,476,855	1,566,298
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 516	△ 509
補 助 金 等	△ 447,998	△ 372,541
委 託 費	△ 158,478	△ 166,218
分 担 金	△ 136	△ 124
抛 出 金	△ 4,321	△ 7,101
補 給 金	△ 25,912	△ 26,042
独立行政法人運営費交付金	△ 163,752	△ 159,529
国有資産所在市町村交付金等	△ 6,383	△ 5,972
一般会計への繰入	—	△ 0
出 資 に よ る 支 出	△ 51,300	△ 45,800
庁 費 等 の 支 出	△ 693	△ 2,211
そ の 他 の 支 出	△ 119	△ 298
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 859,612	△ 786,349
(2) 施 設 整 備 支 出		
建物等に係る支出	△ 9,846	△ 6,257
施設整備支出合計	△ 9,846	△ 6,257
業 務 支 出 合 計	△ 869,458	△ 792,606
業 務 収 支	607,396	773,692

Ⅱ 財 務 収 支

政府短期証券の発行による収入		1,160,400		1,160,400
政府短期証券の償還による支出	△	1,162,900	△	1,160,400
借入による収入		229,320		227,073
借入金の返済による支出	△	241,031	△	239,143
利息の支払額	△	544	△	410
公債事務取扱に係る支出	△	1	△	2
財 務 収 支	△	14,758	△	12,483
本 年 度 収 支		592,638		761,208
翌 年 度 歳 入 繰 入		592,638		761,208
本年度末現金・預金残高		592,638		761,208

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

会計年度末の為替レートにより換算を行っており、換算差額については、業務費用計算書の「為替換算差損益」に計上している。(1カナダドル=98.75円)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないものについては、全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている有価証券であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産は国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産であり、評価基準及び評価方法は以下のとおりである。

① 国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス及び備蓄石油製品

評価基準は、当該たな卸資産は我が国への石油の供給が不足する事態に備えて保有しているものであり、売却を目的とした資産ではないため、取得原価とし、評価方法は油・ガス種別総平均法によっている。

② 売却予定の国有財産

評価基準は国有財産台帳価格とし、評価方法は個別法によっている。

(4) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権等については、国有財産台帳上、取得時点において取得価額は0円で計上され、その後価格改定時に評価額が決定されることから、減価償却は行わず、国有財産台帳価格を計上している。

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(5) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率
- ・調整額…「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

- ・割引率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 重要な後発事象

一般会計に所属する権利義務の一部については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年法律第32号)の規定に基づき、令和5年6月30日以降、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に帰属することとされている。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 288,488 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 73,024 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：石炭勘定から承継した返納金債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金額：20 百万円

債権の種類：補助金の返納金債権等

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金額：1,554 百万円

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「支払利息」において、石油証券の発行高を超過する収入金のうち当期分の1,236 百万円が計上されている。
- ・「為替換算差損益」において、為替換算差益340 百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、たな卸資産の処分益等148,202 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。

- ・「有価証券」には、平成 17 年度に石油公団から承継した売却を目的としている株式を計上している。
- ・「たな卸資産」には、国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産を計上している。
- ・「未収金」には、還付消費税等を計上している。
- ・「貸付金」には、債権管理簿で管理している石油公団から承継した貸付金を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、国家石油備蓄基地に係る用地等を計上している。
- ・「立木竹」には、国家石油備蓄基地内の植栽を計上している。
- ・「建物」には、国家石油備蓄基地の事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、国家石油備蓄基地の原油タンク等を計上している。
- ・「船舶」には、国家石油備蓄基地で起きる事故に備えた消防船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が 50 万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、国家石油備蓄基地に係る地上権等に係る国有財産台帳価格等を計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、貨幣交換差減補填金及び児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金に係る未払利息を計上している。
- ・「前受金」には、前会計年度において、国家備蓄石油の現品未渡に係る前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「政府短期証券」には、石油証券を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関及び財政融資資金からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費」には、国家備蓄石油管理等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、国際再生可能エネルギー機関に対する分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、アジア開発銀行の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、国家備蓄石油を保管する石油精製業者等に対する施設借上げ経費相当額の補給金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。

- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金に関して発生した利息から、政府短期証券の発行高を超過する収入金のうち当期分を差し引いた額を計上している。
- ・「為替換算差損益」には、石油公団から承継した貸付金の外貨建金銭債権の換算差額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、たな卸資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。
- ・「たな卸資産評価損」には、たな卸資産の国有財産台帳の価格改定に伴い、価格改定後の台帳価格が価格改定前の台帳価格を下回った場合の当該差額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入(石油公団承継株式配当金収入等)を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税繰入相当額のうち燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、有価証券の前会計年度の誤謬訂正等により生じた資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「資産評価差額」には、有価証券の評価差額(強制評価減に係るものを除く)及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、備蓄石油売払代及び雑収入(石油公団承継株式配当金収入等)を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税繰入相当額のうち燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの出資金回収額を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、石油公団から承継した株式の会社清算による残余財産分配の収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち、職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。

- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、国家備蓄石油管理等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、国際再生可能エネルギー機関に対する分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、アジア開発銀行の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、国家備蓄石油を保管する石油精製業者等に対する施設借上げ経費相当額の補給金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「出資による支出」には、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(旧石油天然ガス・金属鉱物資源機構)に対する出資金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、国家石油備蓄基地等の工作物等の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「政府短期証券の発行による収入」には、石油証券の発行による収入を計上している。
- ・「政府短期証券の償還による支出」には、石油証券の償還による支出を計上している。
- ・「借入による収入」には、民間金融機関及び財政融資資金からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関及び財政融資資金への借入金返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金に係る利子支払を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 石油公団からの資産、債権及び債務の承継

「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」第5条の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第66条第27号の規定による廃止前の「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」が改正され、平成15年度において、石油の備蓄の増強を図るための国家備蓄石油の取得、管理等並びに国家備蓄施設の設置及び管理を国自らが実施することとなった。

これに伴い、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」附則第 10 条及び第 12 条に基づき、平成 15 年 4 月 1 日及び平成 16 年 2 月 1 日にそれぞれ国家備蓄石油及び国家備蓄施設に係る資産及び負債(借入金及び公債)を、併せて同法附則第 2 条及び「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」第 10 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日に石油公団に係る資産(現金、有価証券)、債権及び債務を石油公団から承継している。

④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の「有価証券」、「物品」及び「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「有価証券」が 121,292 百万円増加、「物品」が 104 百万円減少、「退職給付引当金」が 56 百万円減少し、「資産・負債差額」が 121,244 百万円増加しており、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が 121,244 百万円増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	761,208
合 計	761,208

② 有価証券の明細

ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
(株) I N P E X 株式(普通株式)	277,476	△ 365,642	121,292	—	353,735	—	386,861
(株) I N P E X 株式(種類株式)	0	0	—	—	△ 0	—	0
石 油 資 源 開 発 (株) 株 式	49,961	△ 45,103	—	—	81,908	—	86,767
サハリン石油ガス開発(株)株式	41,854	△ 30,558	—	—	15,544	—	26,840
モエコタイランド(株)株式	5,005	△ 5,005	—	—	5,898	—	5,898
J J I S & N B.V. 株 式	219	8	—	—	47	—	275
(株) I N P E X 南西カスピ海石油株式	133,563	△ 107,302	—	—	108,717	—	134,978
オハネットオイルアンドガス(株)株式	653	△ 605	—	—	569	—	617
J X ミャンマー石油開発(株)株式	4,273	△ 2,503	—	—	△ 428	—	1,341
(株)ユニバースガスアンドオイル株式	135	△ 133	—	2	—	—	—
合 計	513,144	△ 556,847	121,292	2	565,994	—	643,581

イ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格があるもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
(株) I N P E X 株式(普通株式)	277,476	△ 365,642	121,292	—	353,735	—	386,861
石 油 資 源 開 発 (株) 株 式	49,961	△ 45,103	—	—	81,908	—	86,767
合 計	327,438	△ 410,746	121,292	—	435,643	—	473,628

ウ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格がないもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
(株) I N P E X 株式(種類株式)	0	0	—	—	△ 0	—	0
サハリン石油ガス開発(株)株式	41,854	△ 30,558	—	—	15,544	—	26,840
モエコタイランド(株)株式	5,005	△ 5,005	—	—	5,898	—	5,898
J J I S & N B.V. 株 式	219	8	—	—	47	—	275
(株) I N P E X 南西カスピ海石油株式	133,563	△ 107,302	—	—	108,717	—	134,978
オハネットオイルアンドガス(株)株式	653	△ 605	—	—	569	—	617
J X ミャンマー石油開発(株)株式	4,273	△ 2,503	—	—	△ 428	—	1,341
(株)ユニバースガスアンドオイル株式	135	△ 133	—	2	—	—	—
合 計	185,706	△ 146,101	—	2	130,350	—	169,952

エ 市場価格のある有価証券(満期保有目的以外)の時価等の明細

(単位：百万円)

銘柄	株 式 数	取 得 原 価	時 価	貸 借 対 照 表 計 上 額
(株) I N P E X 株 式(普通株式)	276,922,800 株	33,126	386,861	386,861
石 油 資 源 開 発 (株) 株 式	19,432,724 株	4,858	86,767	86,767
合 計	296,355,524 株	37,984	473,628	473,628

オ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
(株) I N P E X (種 類 株 式)	3,035,629	927,563	2,108,065	1,314,612	0	0.00%	0	0	法定財務諸表
サハリン石油ガス開発 (株)	64,471	10,790	53,680	22,592	11,296	50.00%	26,840	26,840	法定財務諸表
モエコタイランド(株)	19,034	6,891	12,142	2,499	1,214	48.57%	5,898	5,898	法定財務諸表
J J I S & N B.V.	849	22	827	4,371	1,178	33.32%	275	275	法定財務諸表
(株) I N P E X 南西カス ビ海石油	276,679	1,212	275,467	53,594	26,261	48.99%	134,978	134,978	法定財務諸表
オハネットオイルア ンドガス(株)	1,731	496	1,234	95	47	50.00%	617	617	法定財務諸表
J X ミャンマー石油開 発(株)	7,798	5,114	2,683	3,540	1,770	50.00%	1,341	1,341	法定財務諸表
合 計	3,406,194	952,091	2,454,102	1,401,304	41,767	—	169,953	169,952	

(注 1) JJI S&N B.V. に対する「出資割合」については、国有財産台帳の価格改定に関する評価要領第 3 の 8(1)②の規定に基づき、政府出資に係る株数を法人の発行済株式の総数で除して算出した割合を記載している。

(注 2) 以下の有価証券については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計か らの出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強制評価減実施年度
(株) I N P E X (種 類 株 式)	0	0	△ 0	0	平成 25 年度
モ エ コ タ イ ラ ン ド (株)	1,214	5,898	5,898	1,214	平成 18 年度
J J I S & N B.V.	1,178	275	47	950	平成 17 年度、19 年度及び 28 年度
合 計	2,392	6,174	5,946	2,164	

③ たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種 別	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	た な 卸 資 産 評 価 損 益	評 価 差 額	本 年 度 末 残 高
備 蓄 石 油(注 1) (kl)	1,244,154 (45,476,056)	5,801 (50,829)	48,069 (2,203,525)	— (—)	— (—)	1,201,887 (43,323,360)
備 蓄 石 油 ガ ス(注 2) (トン)	90,166 (1,394,337)	— (—)	37 (627)	— (—)	— (—)	90,128 (1,393,710)
備 蓄 石 油 製 品(注 3) (kl)	112,864 (1,429,090)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	112,864 (1,429,090)
売却を前提として保有している国 有財産	183	—	—	7	—	175
土 地	17	—	—	0	—	17
建 物	161	—	—	7	—	154
工 作 物	4	—	—	0	—	4
合 計	1,447,368	5,801	48,107	7	—	1,405,055

(注 1) 備蓄石油の本年度末における時価は、3,081,971 百万円となっている。なお、時価は令和 5 年 3 月の油種別の産油国
公式販売価格(OSP)にフレートと保険料を加えた価格に基づいて算定している。

(注 2) 備蓄石油ガスの本年度末における時価は、131,119 百万円となっている。なお、時価は令和 5 年 3 月の貿易統計に基
づく CIF 価格に基づいて算定している。

(注 3) 備蓄石油製品の本年度末における時価は、149,161 百万円となっている。なお、時価は令和 5 年 3 月の石油製品価格
調査の卸価格及び産業用価格に基づいて算定している。

④ 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
還 付 消 費 税	税務署	2,179
返 納 金 債 権	民間団体	1,443
損 害 賠 償 金 債 権	民間団体等	131
合 計		3,753

⑤ 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸 付 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸 付 事 由 等
民 間 団 体	39,160	340	—	39,500	石油公団から承継した貸付金
合 計	39,160	340	—	39,500	

⑥ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	貸 付 金 等 の 残 高			貸 倒 引 当 金 の 残 高			摘 要
	前年度末残	本 年 度 増 減 額	本年度末残	前年度末残	本 年 度 増 減 額	本年度末残	
未 収 金	1,578	2,175	3,753	1,574	—	1,574	個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等債権	1,574	△ 0	1,574	1,574	—	1,574	
上記以外の債権	3	2,175	2,179	—	—	—	
貸 付 金	39,160	340	39,500	—	—	—	
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等債権	—	—	—	—	—	—	
上記以外の債権	39,160	340	39,500	—	—	—	
合 計	40,738	2,515	43,253	1,574	—	1,574	

⑦ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本 年 度 減 価 償 却 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有 形 固 定 資 産)						
国有財産(公共用財産を除く)	401,542	6,257	197	27,468	△ 2,273	377,859
行 政 財 産	401,542	6,257	197	27,468	△ 2,273	377,859
土 地	51,311	—	—	—	△ 2,570	48,740
立 木 竹	1,412	—	0	—	296	1,707
建 物	13,001	9	2	696	—	12,311
工 作 物	330,491	6,247	194	26,181	—	310,363
船 舶	5,326	—	—	590	—	4,735
物 品	1,310	61	150	730	—	491
小 計	402,853	6,318	347	28,198	△ 2,273	378,351
(無 形 固 定 資 産)						
国 有 財 産	81	—	—	—	△ 2	79
行 政 財 産	81	—	—	—	△ 2	79
地 上 権 等	81	—	—	—	△ 2	79
ソ フ ト ウ ェ ア	2	0	—	0	—	1
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	0	1	0	—	—	1
小 計	83	2	0	0	△ 2	82
合 計	402,937	6,320	348	28,199	△ 2,276	378,433

⑧ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法 人 名 等	前 年 度 末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
○独 立 行 政 法 人							
エネルギー・金属鉱物資源機構 (石油天然ガス等勘定)	1,108,402	△ 566,118	45,800	—	466,841	—	1,054,926
エネルギー・金属鉱物資源機構 (石炭経過勘定)	27,705	8,666	—	—	△ 9,213	—	27,159
新エネルギー・産業技術総合開 発機構(エネルギー需給勘定)	9,955	△ 9,103	—	464	42,050	—	42,438
合 計	1,146,063	△ 566,555	45,800	464	499,678	—	1,124,523

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○独 立 行 政 法 人									
エネルギー・金属鉱物 資源機構(石油天然ガ ス等勘定)	1,734,834	652,354	1,082,479	795,541	775,291	97.45%	1,054,926	1,054,926	法定財務諸表
エネルギー・金属鉱物 資源機構(石炭経過勘 定)	36,343	1,196	35,146	47,069	36,372	77.27%	27,159	27,159	法定財務諸表
新エネルギー・産業技 術総合開発機構(エネ ルギー需給勘定)	98,467	48,652	49,815	455	388	85.19%	42,438	42,438	法定財務諸表
合 計	1,869,645	702,203	1,167,441	843,066	812,051	—	1,124,523	1,124,523	

(注) 以下の出資金については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計か らの出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強制評価減実施年度
○独 立 行 政 法 人					
エネルギー・金属鉱物資源機構 (石油天然ガス等勘定)	775,291	1,054,926	466,841	187,207	平成 30 年度
合 計	775,291	1,054,926	466,841	187,207	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
貨 幣 交 換 差 減 補 填 金	日本銀行	159
児 童 手 当	職員	0
合 計		159

② 政府短期証券の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差 引 残 高
石 油 証 券	1,160,400	3,799,200	3,799,200	1,160,400	△ 300	1,160,700
合 計	1,160,400	3,799,200	3,799,200	1,160,400	△ 300	1,160,700

(注 1) 前年度末残高は額面金額を記載している。
(注 2) 本年度増加額及び本年度減少額には、融通証券により本年度に発行し本年度内に償還を行った額(2,638,800 百万円)が含まれている。

③ 借入金の明細

(単位：百万円)

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
民 間 金 融 機 関	217,700	217,700	217,700	217,700
財 政 融 資 資 金	103,298	9,373	21,443	91,227
合 計	320,998	227,073	239,143	308,927

④ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退 職 手 当 に 係 る 引 当 金	464	60	1	405
整 理 資 源 に 係 る 引 当 金	39	6	0	34
合 計	504	67	2	439

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
産油国等連携強化促進事業費補助金	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	6,038	産油国との戦略的かつ重層的な関係構築を図るため、日本企業等の強みを活かし実施する事業等に必要な経費に対する補助	有
	一般財団法人JCCP国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関等	3,908		無
	小 計	9,947		
石油精製合理化対策事業費等補助金	エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム等	5,062	石油コンビナート等の生産性及び危機対応力を向上させるため、複数の製油所等の統合運営のための設備最適化投資や製油所単位での安定供給・輸出能力の強化等のために必要な設備等の導入投資、大規模災害時にも出荷機能を十分に維持するために必要な油槽所の強靱(じん)化投資の助成事業等に対する補助	無
石油製品品質確保事業費補助金	一般社団法人全国石油協会	995	全国の給油所における石油製品の試買分析、市場に広く流通する可能性のある不適合燃料の特性・性状についての詳細な分析・調査事業に必要な経費に対する補助	無
石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	一般社団法人全国石油協会等	24,591	ガソリン等の燃料の安定供給を継続するため、サービスステーション(SS)の供給継続に資する設備の導入、SSにおける地下タンクの漏えい防止工事及び離島に立地するSSの輸送コストに対する支援等に必要な経費に対する補助	無
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	石油連盟	551	大規模石油災害に対応するための油濁防除資機材の整備事業等に必要な経費に対する補助	無
石油資源探掘対策事業費補助金	三井石油開発株式会社、新潟市	2,008	石油・天然ガスの賦存や具体的な地質構造を確認するために実施する掘削調査(試錐)事業等に対する補助	無
天然ガス流通合理化事業費補助金	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	23,599	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき、特定重要物資として指定された可燃性天然ガスのうち、液化天然ガス(LNG)の安定供給確保の取組を支援するために必要な基金の造成に対する補助	有
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	6,983	クリーンエネルギー自動車や、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備等の購入費及び工事費、水素ステーションの整備費及び運営費に対する助成事業等に必要な経費に対する補助	有
	一般社団法人次世代自動車振興センター等	115,195		無
	小 計	122,178		
エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	一般社団法人環境共創イニシアチブ等	64,995	事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、技術の先進性、省エネ効果及び費用対効果等を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新等に対する助成事業等に必要な経費に対する補助	無
温暖化対策促進事業費補助金	一般財団法人海外産業人材育成協会、一般社団法人低炭素投資促進機構	186	先進的な低炭素・脱炭素技術を持つ我が国企業の海外展開を促進し、温室効果ガスの削減に貢献するため、我が国企業の現場を活用した研修及び海外の企業現場への専門家派遣による技術指導等に対する補助	無
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会等	103,362	エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的とした設備等及び技術開発等に対する補助	無
非化石エネルギー等技術開発費補助金	一般社団法人環境共創イニシアチブ	2,770	多数の再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースを束ねて正確に制御する技術等の実証に対する助成事業に必要な経費に対する補助	無
石油貯蔵施設立地対策等交付金	地方公共団体	5,037	石油貯蔵施設の立地の円滑化等に資するため、同施設の所在する地方公共団体に対する交付金	無
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	地方公共団体	6,771	再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの構築や地球温暖化対策の強化に向けた取組を推進するため、廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備導入事業の支援に資するため、地方公共団体に対する交付金	無
石油・石油ガス備蓄増強等利子補給金	株式会社日本政策投資銀行等	481	天然ガス等を安定的に調達するための設備投資のための資金に係る借入金等の利子補給	無
エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金	株式会社日本政策金融公庫	0	中小企業において省エネルギー効果の高い特定高性能エネルギー消費設備の導入に必要な利子補給	無
合 計		372,541		

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
石油製品需給適正化調査等委託費	一般財団法人日本エネルギー経済研究所等	1,543	石油・天然ガスの安定供給を確保するため、諸外国におけるエネルギー情勢や資源価格等の動向、国内の供給を支える石油サプライチェーン等を対象とした調査や石油精製段階における諸外国の技術動向、環境規制及び品質規制等の規制動向などについて調査・分析等を委託	無
石油天然ガス基礎調査等委託費	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	18,039	エネルギー資源の安定供給確保のため、国内の海域における未探鉱地域での基礎物理探査、メタンハイドレートの研究開発等を委託	有
	日本メタンハイドレート調査株式会社等	8,652		無
	小 計	26,692		
石油資源開発技術等研究調査等委託費	一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構	469	石油資源の安定供給確保のため、衛星搭載機器の研究開発、資源探査に有効な衛星データの処理・解析技術等の研究開発を委託	無
国家備蓄石油管理等委託費	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	58,105	国家備蓄石油及び石油ガスの管理等の業務を委託	有
非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費	一般社団法人太陽光発電協会等	7,061	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー電気の買取が適切に行われるよう、認定発電設備情報データベースの管理、50kW未満太陽光発電設備の代行申請及び制度改正に伴う制度移行認定審査支援等を行うとともに、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の経過措置に基づく電気事業者による新エネルギー等電気の供給義務の達成状況の確認等を委託	無
エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	10,632	省エネルギー機器の製造に不可欠な銅やレアメタル等の資源の安定供給を図るため、我が国周辺海域の海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等、海洋鉱物資源の資源量評価や生産技術の開発に向けた基礎的な研究・調査等を委託	無
	一般財団法人日本自動車研究所等	7,590		無
	小 計	18,223		
温暖化対策調査等委託費	公益財団法人地球環境産業技術研究機構等	3,709	優れた低炭素技術・製品の国際展開や、国連交渉等を有利に進めるため、二酸化炭素回収・貯留の国際動向調査、途上国への技術移転、温室効果ガス排出削減へ向けた国際的な分析・評価等を委託	無
二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等	50,413	エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的とした調査及び研究等を委託	無
合 計		166,218		

(3) 分担金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際再生可能エネルギー機関分担金	国際再生可能エネルギー機関	124	再生可能エネルギーの政策提言、能力強化支援、普及のための事業等を行う国際再生可能エネルギー機関に対する分担金	無
合 計		124		

(4) 拠出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際エネルギー機関等拠出金	東アジア・アセアン経済研究センター等	440	東アジアにおけるエネルギー連携強化を目指し、東アジア地域における運輸部門の燃料使用抑制のためのロードマップを策定するために、ワーキンググループ開催等に必要経費等を拠出	無
国際エネルギー機関等拠出金	アジア開発銀行等	6,661	途上国において、優れた脱炭素技術を取り入れたプロジェクトの採用を促進し、最先端の脱炭素社会への移行につなげるとともに、削減分について二国間クレジット制度でのクレジット化を図るために必要経費等を拠出	無
合 計		7,101		

(5) 補給金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
石 油 備 蓄 事 業 補 給 金	ENEOS 株式会社等	26,042	国家備蓄石油のうち石油精製業者等が所有する備蓄施設を借り上げて蔵置しているものについて、その借上げに係る経費を補給	無
合 計		26,042		

(6) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相 手 先	金 額	支 出 目 的
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	142,230	『独立行政法人通則法』第 46 条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	17,298	同上
合 計	159,529	

(7) 国有資産所在市町村交付金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国有資産所在市町村交付金	地方公共団体	5,972	国が所有する固定資産の所在市町村に対する交付金	無
合 計		5,972		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	民間団体等	50,312
合 計			50,312

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資産等の内容	所管換等の理由	備 考
資産の無償所管換等(受)	民間団体等	61	物品	委託事業終了による所有権移転	
実 測 と 帳 簿 の 差 額	—	327	たな卸資産	検尺により測定した実測値との差	
誤 謬 訂 正	—	121,292	有価証券	期首残高の訂正に伴うもの	
誤 謬 訂 正	—	56	退職給付引当金	期首残高の訂正に伴うもの	
誤 謬 訂 正	—	△ 104	物品	帳簿の訂正に伴うもの	
合 計		121,633			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券	△ 556,847	565,994	9,146	
(市場価格のあるもの)	△ 410,746	435,643	24,897	時価評価に伴う評価差額
(市場価格のないもの)	△ 146,101	130,350	△ 15,751	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	—	△ 2,273	△ 2,273	
行政財産	—	△ 2,273	△ 2,273	
土地	—	△ 2,570	△ 2,570	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	—	296	296	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	—	△ 2	△ 2	
行政財産	—	△ 2	△ 2	
地上権等	—	△ 2	△ 2	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 566,555	499,678	△ 66,876	
(市場価格のないもの)	△ 566,555	499,678	△ 66,876	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	△ 1,123,402	1,063,396	△ 60,005	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
備蓄石油売払代	備蓄石油売払代	民間団体等	186,419
雑収入	雑収入	民間団体等	50,222
合 計			236,641

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	744,660	1,087,421	買 掛 金	9,976	9,162
有 価 証 券	763,861	813,427	未 払 金	23,975	55,605
た な 卸 資 産	1,452,911	1,413,391	未 払 費 用	13	11
未 収 金	4,279	5,567	保 管 金 等	1,462	1,943
未 収 収 益	146	125	前 受 金	4,276	0
前 払 金	1,397	10	前 受 収 益	0	—
前 払 費 用	87	101	賞 与 引 当 金	556	589
貸 付 金	360,605	491,065	政 府 短 期 証 券	1,160,507	1,160,700
破 産 更 生 債 権 等	4,667	4,477	借 入 金	728,435	815,492
そ の 他 の 債 権 等	0	0	退 職 給 付 引 当 金	5,260	4,891
貸 倒 引 当 金 △	4,513	△ 4,500	そ の 他 の 債 務 等	217	40,869
有 形 固 定 資 産	417,911	394,254			
国有財産等(公共 用財産を除く)	415,119	392,034			
土 地	54,278	51,708			
立 木 竹	1,412	1,707			
建 物	15,939	15,179			
工 作 物	331,029	310,859			
船 舶	11,877	9,645			
建 設 仮 勘 定	582	2,933			
物 品 等	2,792	2,219	負 債 合 計	1,934,682	2,089,266
無 形 固 定 資 産	1,083	1,002	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	953,196	941,165	資 産 ・ 負 債 差 額	2,765,937	3,058,569
そ の 他 の 投 資 等	325	326	(うち他会計等から の出資)	(31,014)	(31,014)
資 産 合 計	4,700,619	5,147,835	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	4,700,619	5,147,835

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人件費	8,939	9,400
賞与引当金繰入額	556	589
退職給付引当金繰入額	△ 286	148
補助金等	462,628	370,546
委託費	189,134	208,678
分担金	136	124
拠出金	4,321	7,101
補助金	25,912	26,042
国有資産所在市町村交付金等	6,383	5,972
一般会計への繰入	—	0
庁費等	1,443	817
公債事務取扱費	1	2
その他の経費	95,016	152,306
減価償却費	37,432	31,109
貸倒引当金繰入額	△ 72	△ 13
支払利息	△ 701	△ 821
為替換算差損益	△ 4,048	△ 340
資産処分損益	△ 80,930	△ 147,924
たな卸資産評価損	13	7
減損損失	0	—
出資金評価損	45,486	105,656
本年度業務費用合計	791,368	769,405

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 前年度末資産・負債差額	2,320,766	2,765,937
II 本年度業務費用合計	△ 791,368	△ 769,405
III 財 源	988,856	899,173
1 自 己 収 入	76,391	50,172
そ の 他 の 財 源	76,391	50,172
2 他会計からの受入	899,162	736,418
一般会計からの受入	899,162	736,418
3 独立行政法人等収入	13,302	112,582
IV 無償所管換等	982	121,633
V 資産評価差額	246,700	41,231
VI 本年度末資産・負債差額	2,765,937	3,058,569

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	本会計年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自己収入		
その他の収入	120,585	236,501
他会計からの受入		
一般会計からの受入	899,162	736,418
独立行政法人等収入	13,022	118,612
貸付金の回収による収入	488,698	319,285
出資金の回収による収入	35,463	100
有価証券の売却・償還による収入	257,330	280,355
固定資産の売却による収入	0	2
その他の投資による収入	0	—
前年度剰余金等受入	560,659	744,660
財 源 合 計	2,374,923	2,435,937
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 11,014	△ 11,463
補 助 金 等	△ 435,068	△ 335,920
委 託 費	△ 85,480	△ 90,073
分 担 金	△ 136	△ 124
抛 出 金	△ 4,321	△ 7,101
補 給 金	△ 25,912	△ 26,042
国有資産所在市町村交付金等	△ 6,383	△ 5,972
一般会計への繰入	—	△ 0
貸付けによる支出	△ 318,994	△ 449,198
出資による支出	△ 11,463	△ 59,127
庁 費 等 の 支 出	△ 693	△ 2,211
有価証券の取得による支出	△ 263,197	△ 199,843
そ の 他 の 支 出	△ 280,296	△ 240,923
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,442,962	△ 1,428,000

(2) 施 設 整 備 支 出				
建物等に係る支出	△	9,846	△	6,257
独立行政法人等における固定資産取得支出	△	875	△	759
施設整備支出合計	△	10,721	△	7,016
業 務 支 出 合 計	△	1,453,684	△	1,435,017
業 務 収 支		921,239		1,000,919
Ⅱ 財 務 収 支				
政府短期証券の発行による収入		1,160,400		1,160,400
政府短期証券の償還による支出	△	1,162,900	△	1,160,400
借 入 に よ る 収 入		634,307		731,271
借入金の返済による支出	△	807,723	△	644,213
リース債務の返済による支出	△	115	△	108
利 息 の 支 払 額	△	555	△	417
公債事務取扱に係る支出	△	1	△	2
財 務 収 支	△	176,589		86,528
本 年 度 収 支		744,649		1,087,448
収支に関する換算差額		10	△	27
翌年度歳入繰入等		744,660		1,087,421
本年度末現金・預金残高		744,660		1,087,421

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 石油天然ガス等勘定	775,291	97.5%	—
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 石炭経過勘定	36,372	77.3%	—
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 安定供給確保支援業務勘定	—	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー需給勘定	388	85.2%	—

(注) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和5年3月31日時点によっている。

2 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払い等は終了したものとして修正を行っている。

3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。特別会計連結財務書類の作成に際して、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

(1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債計上されている運営費交付金債務、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等及び建設仮勘定見返運営費交付金は、財源等へ振り替えている。

(2) 退職給付引当金見返及び賞与引当金見返

「独立行政法人会計基準」等に基づき資産に計上されている退職給付引当金見返及び賞与引当金見返並びに当該年度に計上した退職給付引当金見返及び賞与引当金見返に係る収益については、取り消している。

(3) 減価償却相当累計額等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資本剰余金の減少として計上されている当該年度の減価償却相当累計額等は、業務費用へ振り替えている。

4 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

(1) 消費税等

本勘定及び連結対象法人においては原則として税込処理によっているが、連結対象法人のうち独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定、石炭経過勘定及び安定供給確保支援業務勘定)は税抜処理によっている。

(2) 退職給付引当金

本勘定においては、退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人においては、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

本勘定においては、国有財産(公共用財産を除く)については定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)、物品については定額法によっているが、連結対象法人においては定額法によっている。

5 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、本勘定が保有する株式のほか、連結対象法人が保有する社債等を計上している。
- ・「たな卸資産」には、本勘定の国家備蓄石油等のほか、連結対象法人の仕掛品を計上している。
- ・「未収金」には、本勘定及び連結対象法人の未収金を計上している。
- ・「未収収益」には、連結対象法人における貸付金利息の未収相当額等を計上している。
- ・「前払金」には、連結対象法人の前渡金を計上している。
- ・「前払費用」には、連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「貸付金」には、本勘定の貸付金のほか、連結対象法人の民間備蓄融資事業貸付金等を計上している。
- ・「破産更生債権等」には、連結対象法人の破産更生債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているもの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、本勘定及び連結対象法人における破産更生債権等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、本勘定の国有財産及び連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「土地」には、本勘定が保有する土地のほか、連結対象法人が保有する用地等を計上している。
- ・「立木竹」には、本勘定が保有する立木竹を計上している。
- ・「建物」には、本勘定が保有する建物のほか、連結対象法人が保有する建物等を計上している。
- ・「工作物」には、本勘定が保有する工作物のほか、連結対象法人が保有する工作物等を計上している。
- ・「船舶」には、本勘定及び連結対象法人が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、連結対象法人の建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、本勘定が保有する物品のほか、連結対象法人が保有する機械装置等を計上している。
- ・「無形固定資産」には、本勘定が保有する地上権等のほか、連結対象法人が保有するソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、連結対象法人が保有する関係会社株式(連結対象から除外されているもの)を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人の敷金・保証金を計上している。

イ 負債の部

- ・「買掛金」には、連結対象法人の買掛金を計上している。
- ・「未払金」には、本勘定の未払金のほか、連結対象法人の未払金等を計上している。
- ・「未払費用」には、本勘定における借入金に係る未払利息のほか、連結対象法人の未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人の鉾害賠償担保預り金等を計上している。
- ・「前受金」には、連結対象法人の前受金を計上している。
- ・「前受収益」には、前会計年度において、連結対象法人の前受収益を計上している。
- ・「賞与引当金」には、本勘定及び連結対象法人において、本会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、本会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。

- ・「政府短期証券」には、本勘定の石油証券を計上している。
- ・「借入金」には、本勘定における民間金融機関及び財政融資資金からの借入金のほか、連結対象法人の民間備蓄融資事業借入金等を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、本勘定及び連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているものの以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人の賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人における退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定の補助金等に加え、連結対象法人が支出する助成費等のうち、経費の内容等から判断して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定対象となる性格のものを計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費に加え、連結対象法人が支出する助成費等のうち、補助金等に計上されないものを計上している。
- ・「分担金」には、本勘定の分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、本勘定の補給金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定において、決算書の用途別分類が「物件費」又は「施設費」となっている支出済歳出額のうち、資産計上されていないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、本勘定における政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。
- ・「その他の経費」には、本勘定及び連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、本勘定及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、連結対象法人における債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、本会計年度において負担する額を計上している。
- ・「支払利息」には、本勘定及び連結対象法人における支払利息及び本勘定における政府短期証券の発行高を超過する収入金のうち当期分を差し引いた額を計上している。
- ・「為替換算差損益」には、本勘定における外貨建金銭債権の換算差額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、本勘定及び連結対象法人において、たな卸資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。
- ・「たな卸資産評価損」には、本勘定におけるたな卸資産の国有財産台帳の価格改定に伴い、価格改定後の台帳価格が価格改定前の台帳価格を下回った場合の当該差額を計上している。
- ・「減損損失」には、前会計年度において、連結対象法人の固定資産の減損損失を計上している。
- ・「出資金評価損」には、連結対象法人における関係会社株式評価損を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定のその他の財源を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税繰入相当額のうち燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の業務活動による収入等を計上している。
- ・「無償所管換等」には、本勘定において、有価証券の前会計年度の誤謬訂正等により生じた資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「資産評価差額」には、本勘定及び連結対象法人における有価証券の評価差額(強制評価減に係るものを除く)並びに本勘定における国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定における備蓄石油売払代等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税繰入相当額のうち燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の業務活動による収入を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、連結対象法人における民間備蓄融資事業貸付金の回収金等を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、連結対象法人における出資金の回収による収入を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、本勘定及び連結対象法人における有価証券の売却・償還による収入等を計上している。
- ・「固定資産の売却による収入」には、連結対象法人における固定資産売却収入を計上している。
- ・「その他の投資による収入」には、前会計年度において、連結対象法人におけるその他の投資活動による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定の前年度剰余金及び連結対象法人の前期末現金・預金残高を計上している。
- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人における人件費に該当するものを計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定における補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定における委託費を計上している。
- ・「分担金」には、本勘定における分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定における拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、本勘定における補給金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定における国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、連結対象法人における民間備蓄融資事業貸付金等の貸付による支出を計上している。
- ・「出資による支出」には、連結対象法人における事業出資額を計上している。

- ・「庁費等の支出」には、本勘定において、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人の有価証券の取得による支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、本勘定におけるその他の支出のほか、連結対象法人の他の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、本勘定における国家石油備蓄基地等の工作物等の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産取得支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「政府短期証券の発行による収入」には、本勘定における石油証券の発行による収入を計上している。
- ・「政府短期証券の償還による支出」には、本勘定における石油証券の償還による支出を計上している。
- ・「借入による収入」には、本勘定における民間金融機関等からの借入金に係る収入及び連結対象法人における民間備蓄融資事業借入れによる収入等を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、本勘定における民間金融機関等への借入金返済支出及び連結対象法人における民間備蓄融資事業借入れの返済支出等を計上している。
- ・「リース債務の返済による支出」には、連結対象法人におけるリース債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、本勘定及び連結対象法人における利息の支払額を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、本勘定における政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「収支に関する換算差額」には、連結対象法人における資金に係る換算差額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」から「収支に関する換算差額」を加減したものを計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」を計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間及び連結対象法人内の勘定間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

本勘定において、過年度の「有価証券」、「物品等」及び「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の連結貸借対照表において、「有価証券」が121,292百万円増加、「物品等」が104百万円減少、「退職給付引当金」が56百万円減少し、「資産・負債差額」が121,244百万円増加しており、連結資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が121,244百万円増加している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石炭経過勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援業務勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 計
＜資 産 の 部＞						
現 金 ・ 預 金	761,208	100,510	2,008	129,399	94,293	326,212
有 価 証 券	643,581	138,307	31,538	—	—	169,846
た な 卸 資 産	1,405,055	84,692	—	—	—	84,692
未 収 金	3,753	1,226	23	—	632	1,882
未 収 収 益	—	79	46	—	0	125
前 払 金	—	—	10	—	0	10
前 払 費 用	—	29	2	—	69	101
貸 付 金	39,500	451,565	—	—	—	451,565
破 産 更 生 債 権 等※	—	—	4,459	—	17	4,477
そ の 他 の 債 権 等	—	—	—	—	0	0
貸 倒 引 当 金※	△ 1,574	—	△ 2,755	—	△ 170	△ 2,926
有 形 固 定 資 産	378,351	14,620	988	—	294	15,902
国 有 財 産 等 (公 共 用 財 産 を 除 く)	377,859	13,019	907	—	247	14,174
土 地	48,740	2,637	329	—	—	2,967
立 木 竹	1,707	—	—	—	—	—
建 物	12,311	2,437	182	—	247	2,867
工 作 物	310,363	100	395	—	—	495
船 舶	4,735	4,910	—	—	—	4,910
建 設 仮 勘 定	—	2,933	—	—	—	2,933
物 品 等	491	1,600	80	—	46	1,728
無 形 固 定 資 産	82	103	19	—	796	919
出 資 金	1,124,523	941,165	—	—	—	941,165
そ の 他 の 投 資 等	—	15	0	—	310	326
資 産 合 計	4,354,482	1,732,316	36,343	129,399	96,243	1,994,303
＜負 債 の 部＞						
買 掛 金	—	9,162	—	—	—	9,162
未 払 金	159	10,112	138	—	45,265	55,515
未 払 費 用	11	0	0	—	—	0
保 管 金 等	—	1,101	793	—	48	1,943
前 受 金	—	76,559	—	—	—	76,559
賞 与 引 当 金	32	233	23	—	298	556
政 府 短 期 証 券	1,160,700	—	—	—	—	—
借 入 金	308,927	506,565	—	—	—	506,565
退 職 給 付 引 当 金	439	2,283	241	—	1,925	4,451
そ の 他 の 債 務 等	—	40,869	—	—	—	40,869
負 債 合 計	1,470,271	646,889	1,196	—	47,538	695,624
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞						
資 産 ・ 負 債 差 額	2,884,210	1,085,427	35,146	129,399	48,704	1,298,679

※ 「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。なお、エネルギー対策特別会計エネルギー別会計財務書類エネルギー需給勘定の「貸倒引当金の明細」に表示している。

(単位：百万円)

	相 殺 消 去	連 結 合 計
<資 産 の 部>		
現 金 ・ 預 金	—	1,087,421
有 価 証 券	—	813,427
た な 卸 資 産	△ 76,357	1,413,391
未 収 金	△ 69	5,567
未 収 収 益	—	125
前 払 金	—	10
前 払 費 用	—	101
貸 付 金	—	491,065
破 産 更 生 債 権 等※	—	4,477
そ の 他 の 債 権 等	—	0
貸 倒 引 当 金※	—	△ 4,500
有 形 固 定 資 産	—	394,254
国有財産等(公共用財産を除く)	—	392,034
土 地	—	51,708
立 木 竹	—	1,707
建 物	—	15,179
工 作 物	—	310,859
船 舶	—	9,645
建 設 仮 勘 定	—	2,933
物 品 等	—	2,219
無 形 固 定 資 産	—	1,002
出 資 金	△ 1,124,523	941,165
そ の 他 の 投 資 等	—	326
資 産 合 計	△ 1,200,950	5,147,835
<負 債 の 部>		
買 掛 金	—	9,162
未 払 金	△ 69	55,605
未 払 費 用	—	11
保 管 金 等	—	1,943
前 受 金	△ 76,559	0
賞 与 引 当 金	—	589
政 府 短 期 証 券	—	1,160,700
借 入 金	—	815,492
退 職 給 付 引 当 金	—	4,891
そ の 他 の 債 務 等	—	40,869
負 債 合 計	△ 76,629	2,089,266
<資 産 ・ 負 債 差 額 の 部>		
資 産 ・ 負 債 差 額	△ 1,124,320	3,058,569

需給勘定の貸倒引当金の対象債権については、エネルギー対策特

2 連結対象法人別の業務費用の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石炭経過勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援業務勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 計 法 人 合 計
人 件 費	467	2,971	425	—	5,536	8,933
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32	233	23	—	298	556
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	2	91	55	—	△ 0	145
補 助 金 等	372,541	—	—	—	34,626	34,626
委 託 費	166,218	—	—	—	118,605	118,605
分 担 金	124	—	—	—	—	—
拠 出 金	7,101	—	—	—	—	—
補 給 金	26,042	—	—	—	—	—
独立行政法人運営費交付金	159,529	—	—	—	—	—
国有資産所在市町村交付金等	5,972	—	—	—	—	—
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	—	—	—	—	—
庁 費 等	817	—	—	—	—	—
公 債 事 務 取 扱 費	2	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 費	421	156,383	668	—	6,195	163,247
減 価 償 却 費	28,199	2,401	245	—	263	2,910
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—	—	—	△ 13	△ 13
支 払 利 息	△ 827	6	0	—	—	6
為 替 換 算 差 損 益	△ 340	—	—	—	—	—
資 産 処 分 損 益	△ 147,975	52	0	—	△ 1	50
た な 卸 資 産 評 価 損	7	—	—	—	—	—
出 資 金 評 価 損	—	105,656	—	—	—	105,656
本 年 度 業 務 費 用 合 計	618,338	267,797	1,417	—	165,510	434,725

そ の 他 の 経 費 内 訳	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石炭経過勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援業務勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 計 法 人 合 計
特別会計財務書類でのその他の経費	421	—	—	—	—	—
連結対象法人での業務費用	—	※ 1 115,214	※ 3 621	—	※ 4 3,403	119,239
連結対象法人での一般管理費	—	299	41	—	※ 5 2,739	3,079
連結対象法人でのその他の経費	—	※ 2 40,869	5	—	53	40,928
計	421	156,383	668	—	6,195	163,247

※ 1 受託経費(87,889 百万円)、業務費(23,020 百万円)等を計上している。

※ 2 保証債務損失引当金繰入(40,869 百万円)を計上している。

※ 3 業務費(91 百万円)、業務管理費(529 百万円)を計上している。

※ 4 請負費(2,390 百万円)、福利厚生費(197 百万円)、旅費交通費(476 百万円)等を計上している。

※ 5 賃借料(842 百万円)、請負費(829 百万円)、福利厚生費(547 百万円)等を計上している。

(単位：百万円)

	相 殺 消 去	連 結 合 計
人 件 費	—	9,400
賞 与 引 当 金 繰 入 額	—	589
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	—	148
補 助 金 等	△ 36,621	370,546
委 託 費	△ 76,145	208,678
分 担 金	—	124
抛 出 金	—	7,101
補 給 金	—	26,042
独立行政法人運営費交付金	△ 159,529	—
国有資産所在市町村交付金等	—	5,972
一 般 会 計 へ の 繰 入	—	0
庁 費 等	—	817
公 債 事 務 取 扱 費	—	2
そ の 他 の 経 費	△ 11,363	152,306
減 価 償 却 費	—	31,109
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	△ 13
支 払 利 息	—	△ 821
為 替 換 算 差 損 益	—	△ 340
資 産 処 分 損 益	—	△ 147,924
た な 卸 資 産 評 価 損	—	7
出 資 金 評 価 損	—	105,656
本 年 度 業 務 費 用 合 計	△ 283,658	769,405

(単位：百万円)

そ の 他 の 経 費 内 訳	相 殺 消 去	連 結 合 計
特別会計財務書類でのその他の経費	—	421
連結対象法人での業務費用	△ 11,311	107,927
連結対象法人での一般管理費	—	3,079
連結対象法人でのその他の経費	△ 51	40,877
計	△ 11,363	152,306

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構石炭経過勘定	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構安定供給確保支援業務勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連結対象計
I 前年度末資産・負債差額	2,654,191	1,150,046	35,854	—	71,418	1,257,319
II 本年度業務費用合計	△ 618,338	△ 267,797	△ 1,417	—	△ 165,510	△ 434,725
III 財 源	786,730	123,017	710	129,399	143,260	396,388
1 自 己 収 入	50,312	—	—	—	—	—
そ の 他 の 財 源	50,312	—	—	—	—	—
2 他 会 計 か ら の 受 入	736,418	—	—	—	—	—
一般会計からの受入	736,418	—	—	—	—	—
3 独立行政法人等収入	—	123,017	710	129,399	143,260	396,388
IV 無 償 所 管 換 等	121,633	—	—	—	—	—
V 資 産 評 価 差 額	△ 60,005	34,360	—	—	—	34,360
VI その他資産・負債差額の増減	—	45,800	—	—	△ 464	45,335
VII 本年度末資産・負債差額	2,884,210	1,085,427	35,146	129,399	48,704	1,298,679

(単位：百万円)

	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 前年度末資産・負債差額	△ 1,145,573	2,765,937
II 本年度業務費用合計	283,658	△ 769,405
III 財 源	△ 283,946	899,173
1 自 己 収 入	△ 140	50,172
そ の 他 の 財 源	△ 140	50,172
2 他 会 計 か ら の 受 入	—	736,418
一般会計からの受入	—	736,418
3 独立行政法人等収入	△ 283,806	112,582
IV 無 償 所 管 換 等	—	121,633
V 資 産 評 価 差 額	66,876	41,231
VI その他資産・負債差額の増減	△ 45,335	—
VII 本年度末資産・負債差額	△ 1,124,320	3,058,569

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構石油天然 ガス等勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構石炭経過 勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構安定供給 確保支援業務 勘定	国立研究開発 法人新エネルギー ・産業技術総合開 発機構エネルギー 需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計
I 業 務 収 支						
1 財 源						
自 己 収 入						
そ の 他 の 収 入	236,641	—	—	—	—	—
他 会 計 か ら の 受 入						
一 般 会 計 か ら の 受 入	736,418	—	—	—	—	—
独 立 行 政 法 人 等 収 入	—	122,565	248	129,399	145,131	397,345
貸付金の回収による収入	—	319,077	207	—	—	319,285
出資金の回収による収入	464	100	—	—	—	100
有価証券の売却・償還による収入	135	261,570	18,650	—	—	280,220
固定資産の売却による収入	—	—	—	—	2	2
前 年 度 剰 余 金 等 受 入	592,638	60,496	2,843	—	88,681	152,021
財 源 合 計	1,566,298	763,810	21,949	129,399	233,814	1,148,974
2 業 務 支 出						
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
人 件 費	△ 509	△ 3,764	△ 581	—	△ 6,765	△ 11,111
補 助 金 等	△ 372,541	—	—	—	—	—
委 託 費	△ 166,218	—	—	—	—	—
分 担 金	△ 124	—	—	—	—	—
拠 出 金	△ 7,101	—	—	—	—	—
補 給 金	△ 26,042	—	—	—	—	—
独立行政法人運営費交付金	△ 159,529	—	—	—	—	—
国有資産所在市町村交付金等	△ 5,972	—	—	—	—	—
一 般 会 計 へ の 繰 入	△ 0	—	—	—	—	—
貸 付 け に よ る 支 出	—	△ 449,198	—	—	—	△ 449,198
出 資 に よ る 支 出	△ 45,800	△ 59,127	—	—	—	△ 59,127
庁 費 等 の 支 出	△ 2,211	—	—	—	—	—
有価証券の取得による支出	—	△ 181,141	△ 18,702	—	—	△ 199,843
そ の 他 の 支 出	△ 298	△ 114,397	△ 643	—	△ 132,002	△ 247,043
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 786,349	△ 807,628	△ 19,927	—	△ 138,767	△ 966,323
(2) 施設整備支出						
建 物 等 に 係 る 支 出	△ 6,257	—	—	—	—	—
独立行政法人等における 固定資産取得支出	—	△ 464	△ 5	—	△ 289	△ 759
施 設 整 備 支 出 合 計	△ 6,257	△ 464	△ 5	—	△ 289	△ 759
業 務 支 出 合 計	△ 792,606	△ 808,093	△ 19,932	—	△ 139,056	△ 967,083
業 務 収 支	773,692	△ 44,282	2,016	129,399	94,758	181,891
II 財 務 収 支						
政府短期証券の発行による収入	1,160,400	—	—	—	—	—
政府短期証券の償還による支出	△ 1,160,400	—	—	—	—	—
借 入 に よ る 収 入	227,073	504,198	—	—	—	504,198
借入金の返済による支出	△ 239,143	△ 405,070	—	—	—	△ 405,070
リース債務の返済による支出	—	△ 100	△ 8	—	—	△ 108
利 息 の 支 払 額	△ 410	△ 6	△ 0	—	—	△ 6
公債事務取扱に係る支出	△ 2	—	—	—	—	—
自 省 庁 か ら の 出 資 に よ る 収 入	—	45,800	—	—	—	45,800
そ の 他 の 財 務 収 支	—	—	—	—	△ 464	△ 464
財 務 収 支	△ 12,483	144,820	△ 8	—	△ 464	144,348

(単位：百万円)

	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	△ 140	236,501
他 会 計 か ら の 受 入		
一般会計からの受入	—	736,418
独立行政法人等収入	△ 278,732	118,612
貸付金の回収による収入	—	319,285
出資金の回収による収入	△ 464	100
有価証券の売却・償還による収入	—	280,355
固定資産の売却による収入	—	2
前年度剰余金等受入	—	744,660
財 源 合 計	△ 279,336	2,435,937
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	157	△ 11,463
補 助 金 等	36,621	△ 335,920
委 託 費	76,145	△ 90,073
分 担 金	—	△ 124
拠 出 金	—	△ 7,101
補 給 金	—	△ 26,042
独立行政法人運営費交付金	159,529	—
国有資産所在市町村交付金等	—	△ 5,972
一般会計への繰入	—	△ 0
貸付けによる支出	—	△ 449,198
出資による支出	45,800	△ 59,127
庁 費 等 の 支 出	—	△ 2,211
有価証券の取得による支出	—	△ 199,843
そ の 他 の 支 出	6,419	△ 240,923
業務支出(施設整備支出を除く)合計	324,672	△ 1,428,000
(2) 施 設 整 備 支 出		
建 物 等 に 係 る 支 出	—	△ 6,257
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	△ 759
施 設 整 備 支 出 合 計	—	△ 7,016
業 務 支 出 合 計	324,672	△ 1,435,017
業 務 収 支	45,335	1,000,919
II 財 務 収 支		
政府短期証券の発行による収入	—	1,160,400
政府短期証券の償還による支出	—	△ 1,160,400
借 入 に よ る 収 入	—	731,271
借入金の返済による支出	—	△ 644,213
リース債務の返済による支出	—	△ 108
利 息 の 支 払 額	—	△ 417
公債事務取扱に係る支出	—	△ 2
自省庁からの出資による収入	△ 45,800	—
そ の 他 の 財 務 収 支	464	—
財 務 収 支	△ 45,335	86,528

	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給 勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構石油天然 ガス等勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構石炭経過 勘定	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構安定供給 確保支援業務 勘定	国立研究開発 法人新エネルギー・ 産業技術総合機 構エネルギー 需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計
本 年 度 収 支	761,208	100,537	2,008	129,399	94,293	326,239
収 支 に 関 す る 換 算 差 額	—	△ 27	—	—	—	△ 27
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	761,208	100,510	2,008	129,399	94,293	326,212
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	761,208	100,510	2,008	129,399	94,293	326,212

(単位：百万円)

	相 殺 消 去	連 結 合 計
本 年 度 収 支	—	1,087,448
収 支 に 関 す る 換 算 差 額	— △	27
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	—	1,087,421
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	—	1,087,421

電源開発促進勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	76,285	68,700	未払金	60	142
未収金	1	1	賞与引当金	480	503
前払費用	0	1	退職給付引当金	3,812	3,829
他会計繰戻未収金	33,300	33,300			
貸倒引当金 △	1	△ 1			
有形固定資産	5,073	4,504			
国有財産(公共用 財産を除く)	140	132			
土地	32	32			
建物	106	98			
工作物	1	1			
物品	4,932	4,372	負債合計	4,353	4,474
無形固定資産	15	21	＜資産・負債差額の部＞		
出資金	180,462	177,245	資産・負債差額	290,785	279,297
資産合計	295,138	283,772	負債及び資産・ 負債差額合計	295,138	283,772

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人 件 費	7,469	7,288
賞 与 引 当 金 繰 入 額	480	503
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	396	404
補 助 金 等	125,325	137,708
委 託 費	22,217	19,522
交 付 金	47,000	47,000
拠 出 金	1,018	1,386
独 立 行 政 法 人 運 営 費 交 付 金	93,544	94,960
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金 等	0	0
一 般 会 計 へ の 繰 入	1	1
庁 費 等	13,674	14,108
そ の 他 の 経 費	459	898
減 価 償 却 費	2,071	1,677
資 産 処 分 損 益	19	8
本 年 度 業 務 費 用 合 計	313,680	325,468

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額		273,997		290,785
II 本年度業務費用合計	△	313,680	△	325,468
III 財 源		329,538		316,599
1 自 己 収 入		4,519		3,258
そ の 他 の 財 源		4,519		3,258
2 他会計からの受入		325,018		313,340
一般会計からの受入		325,018		313,340
IV 無償所管換等		1,130		600
V 資産評価差額	△	200	△	3,218
VI 本年度末資産・負債差額		290,785		279,297

電源開発促進勘定

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自己収入		
その他の収入	4,522	3,262
他会計からの受入		
一般会計からの受入	325,018	313,340
出資金の回収による収入	13	—
前年度剰余金受入	58,843	76,285
財 源 合 計	388,398	392,887
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 8,475	△ 8,156
補 助 金 等	△ 125,325	△ 137,708
委 託 費	△ 22,217	△ 19,522
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
抛 出 金	△ 1,018	△ 1,386
独立行政法人運営費交付金	△ 93,544	△ 94,960
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	△ 0
一般会計への繰入	△ 1	△ 1
庁 費 等 の 支 出	△ 14,081	△ 14,635
そ の 他 の 支 出	△ 447	△ 815
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 312,112	△ 324,187
業 務 支 出 合 計	△ 312,112	△ 324,187
業 務 収 支	76,285	68,700
II 財 務 収 支		
財 務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	76,285	68,700
翌 年 度 歳 入 繰 入	76,285	68,700
本年度末現金・預金残高	76,285	68,700

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10% とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっている。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・ 基 本 額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率

・ 調 整 額…「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

・ 割 引 率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
浜岡原子力発電所永久停止等請求事件	1,104	静岡地方裁判所浜松支部 平成 25 年(ワ)第 78 号 平成 25 年(ワ)第 673 号 平成 26 年(ワ)第 181 号 平成 26 年(ワ)第 474 号	浜岡原子力発電施設(3 号機～5 号機)の操業差止め及び損害賠償(1 人あたり 10 万円)を求めるもの。
玄海原発差止等請求事件	17,825	佐賀地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 49 号 平成 24 年(ワ)第 133 号 平成 24 年(ワ)第 319 号 平成 24 年(ワ)第 488 号 平成 24 年(ワ)第 696 号 平成 25 年(ワ)第 128 号 平成 25 年(ワ)第 310 号 平成 25 年(ワ)第 455 号 平成 26 年(ワ)第 78 号 平成 26 年(ワ)第 209 号 平成 26 年(ワ)第 322 号 平成 26 年(ワ)第 458 号 平成 27 年(ワ)第 94 号 平成 27 年(ワ)第 185 号 平成 27 年(ワ)第 302 号 平成 27 年(ワ)第 396 号 平成 28 年(ワ)第 47 号 平成 28 年(ワ)第 134 号 平成 28 年(ワ)第 269 号 平成 28 年(ワ)第 346 号 平成 28 年(ワ)第 414 号 平成 29 年(ワ)第 75 号 平成 29 年(ワ)第 160 号 平成 29 年(ワ)第 265 号 平成 29 年(ワ)第 364 号 平成 30 年(ワ)第 100 号 平成 30 年(ワ)第 176 号 平成 30 年(ワ)第 255 号 平成 30 年(ワ)第 357 号 平成 31 年(ワ)第 84 号 令和元年(ワ)第 175 号 令和元年(ワ)第 289 号 令和 2 年(ワ)第 34 号 令和 2 年(ワ)第 252 号 令和 3 年(ワ)第 27 号 令和 3 年(ワ)第 96 号 令和 3 年(ワ)第 195 号 令和 3 年(ワ)第 257 号 令和 4 年(ワ)第 11 号 令和 4 年(ワ)第 105 号 令和 4 年(ワ)第 244 号 令和 4 年(ワ)第 318 号 令和 5 年(ワ)第 72 号	玄海原子力発電施設(1 号機～4 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
川内原発差止等請求事件	4,925	鹿児島地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 430 号 平成 24 年(ワ)第 811 号 平成 25 年(ワ)第 180 号 平成 25 年(ワ)第 521 号 平成 26 年(ワ)第 163 号 平成 26 年(ワ)第 605 号 平成 27 年(ワ)第 638 号 平成 27 年(ワ)第 847 号 平成 28 年(ワ)第 456 号 平成 29 年(ワ)第 402 号 平成 30 年(ワ)第 562 号 令和元年(ワ)第 426 号	川内原子力発電施設(1 号機、2 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件	27	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 159 号	大間原子力発電施設の建設・運転の差止め及び損害賠償(1 人あたり 3 万円)を求めるもの。下級審の結果は勝訴。
大飯原子力発電所運転差止等請求事件	427	京都地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 3671 号 平成 25 年(ワ)第 3946 号 平成 27 年(ワ)第 287 号 平成 28 年(ワ)第 79 号 平成 29 年(ワ)第 408 号 平成 30 年(ワ)第 878 号 令和 3 年(ワ)第 3509 号	内閣総理大臣及び 3 閣僚が、「原子力発電所の再起動にあたって安全性に関する判断基準」を公表し、これに基づき大飯原発の再起動を決定した作為並びに経済産業大臣が、大飯 1～4 号機について運転停止又は廃炉を命令しなかった不作為が違法行為として、国(経済産業省及び環境省)に対し、国と関西電力(株)が連帯して大飯原子力発電所 1～4 号機の施設の使用停止するまで原告 1 名あたり 1 ヶ月 1 万円の損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,552	最高裁判所 (二審：仙台高等裁判所) 一審：福島地方裁判所いわき支部) 令和 5 年(ネオ)第 21 号 令和 5 年(ネ受)第 25 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は勝訴。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	403	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 平成 31 年(ネ)第 1105 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,375	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 199 号 令和 2 年(ネ)第 297 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	436	名古屋高等裁判所 (原審：名古屋地方裁判所) 令和元年(ネ)第 801 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,073	仙台高等裁判所 (原審：山形地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 27 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,547	東京高等裁判所 (原審：新潟地方裁判所) 令和 3 年(ネ)第 3362 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,199	東京高等裁判所 (原審：横浜地方裁判所) 令和元年(ネ)第 3292 号 令和元年(ネ)第 5000 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	816	大阪高等裁判所 (原審：京都地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 1445 号 平成 30 年(ネ)第 2537 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	3,124	大阪地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 9521 号 平成 25 年(ワ)第 12947 号 平成 26 年(ワ)第 2109 号 平成 28 年(ワ)第 2098 号 平成 28 年(ワ)第 7630 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	745	神戸地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 1992 号 平成 26 年(ワ)第 422 号 平成 27 年(ワ)第 517 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	378	仙台高等裁判所 (原審：仙台地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 311 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	346	東京高等裁判所 (原審：さいたま地方裁判所) 令和 4 年(ネ)第 3396 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	4,827	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5750 号 平成 30 年(ワ)第 6283 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	999	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 令和3年(ネ)第540号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,177	岡山地方裁判所 平成26年(ワ)第174号 平成27年(ワ)第233号 平成30年(ワ)第113号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	11	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所) 令和3年(行コ)第9号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故当時、同発電所の周辺地域に居住していた原告らが、本件事故後における違法な事故対応等により無用な被ばくをさせられたとして、国(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	125	福岡高等裁判所 (原審：福岡地方裁判所) 令和2年(ネ)第700号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	407	広島地方裁判所 平成26年(ワ)第1133号 平成28年(ワ)第912号 平成29年(ワ)第335号 令和2年(ワ)第182号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,065	福島地方裁判所 平成26年(ワ)第217号 平成27年(ワ)第82号 平成28年(ワ)第266号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,403	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所郡山支部) 令和4年(ネ)第229号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	755	東京地方裁判所 平成27年(ワ)第13562号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告が、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	92	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和元年(ネ)第2271号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	45,921	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所郡山支部) 令和3年(ネ)第247号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	12,914	福島地方裁判所 平成27年(ワ)第235号 平成28年(ワ)第299号 平成29年(ワ)第274号 平成30年(ワ)第192号 令和元年(ワ)第242号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	9,400	福島地方裁判所 平成28年(ワ)第280号 平成30年(ワ)第44号 平成30年(ワ)第169号 平成30年(ワ)第241号 平成31年(ワ)第39号 令和元年(ワ)第118号 令和元年(ワ)第200号 令和2年(ワ)第38号 令和3年(ワ)第64号 令和4年(ワ)第91号 令和4年(ワ)第163号 令和5年(ワ)第11号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、原状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	8,052	福島地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 237 号 令和元年(ワ)第 85 号 令和元年(ワ)第 143 号 令和元年(ワ)第 219 号 令和 2 年(ワ)第 18 号 令和 2 年(ワ)第 169 号 令和 3 年(ワ)第 49 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	161	横浜地方裁判所 令和 3 年(ワ)第 3392 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	23	福岡地方裁判所 令和 3 年(ワ)第 3037 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。

(注) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日現在の請求金額を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 16,431 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 22,341 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第 44 条の資金

資金の種類：周辺地域整備資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第 92 条第 1 項

内 容：電源立地の進展に伴い、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため設置している。なお、現在残高はない。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、物品の処分益 3 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「未収金」には、損害賠償金債権及び延滞金債権を計上している。
- ・「前払費用」には、庁費等に係る前払費用を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第 66 条の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定から一般会計に繰り入れたものについて、将来本勘定に繰り戻されることとされている未収額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、原子力検査官等宿舎に係る用地を計上している。

- ・「建物」には、主に原子力検査官等宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に原子力検査官等宿舎の附属設備を計上している。
- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権及びソフトウェア仮勘定については取得価額、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、貨幣交換差減補填金及び児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費」には、原子力施設等防災対策等委託費等を計上している。
- ・「交付金」には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づく交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際原子力機関等の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の売却及び除却に伴い生じた損益等を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、独立行政法人納付金収入及び雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税繰入相当額のうち電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。

- ・「無償所管換等」には、業務委託先から本勘定への有形固定資産(物品)の所有権移転に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額(強制評価減に係るものを除く)及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、独立行政法人納付金収入及び雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税繰入相当額のうち電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、前会計年度において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からの出資金回収額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、原子力施設等防災対策等委託費等を計上している。
- ・「交付金」には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づく交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際原子力機関等の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の「物品」、「無形固定資産」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「物品」が570百万円減少、「無形固定資産」が0百万円増加し、「資産・負債差額」が570百万円減少しており、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が570百万円減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	68,700
合 計	68,700

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
損害賠償金債権	個人	1
延滞金債権	個人	0
合 計		1

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	前年度末残	本年度末高	本年度増減額	前年度末残	本年度末高	本年度増減額	
未 収 金	1	△	0	1	1	—	履行期限到来等債権の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等債権	1	△	0	1	1	—	
上記以外の債権	—	—	—	—	—	—	
合 計	1	△	0	1	1	—	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	140	—	2	6	△ 0	132
行政財産	125	—	2	5	△ 0	117
土地	32	—	—	—	△ 0	32
建物	91	—	2	4	—	83
工作物	1	—	0	0	—	1
普通財産	15	—	—	0	—	14
建物	15	—	—	0	—	14
工作物	0	—	—	0	—	0
物品	4,932	1,714	606	1,668	—	4,372
小 計	5,073	1,714	608	1,674	△ 0	4,504
(無形固定資産)						
ソフトウェア	9	10	—	2	—	16
ソフトウェア仮勘定	6	8	10	—	—	4
電話加入権	0	—	—	—	—	0
小 計	15	18	10	2	—	21
合 計	5,089	1,732	618	1,677	△ 0	4,526

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末 残高	評価差額の 戻入	本年度 増加額	本年度 減少数額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末 残高
○国立研究開発法人							
新エネルギー・産業技術総合開発機構(電源利用勘定)	261	△ 22	—	—	22	—	262
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	180,200	18,976	—	—	△ 22,194	—	176,982
合 計	180,462	18,954	—	—	△ 22,171	—	177,245

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○国立研究開発法人									
新エネルギー・産業技術総合開発機構(電源利用勘定)	339	3	336	306	239	78.02%	262	262	法定財務諸表
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	531,002	348,657	182,345	538,884	523,035	97.05%	176,982	176,982	法定財務諸表
合 計	531,342	348,660	182,681	539,191	523,275	—	177,245	177,245	

(注) 以下の出資金については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計か らの出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強制評価減実施年度
○国立研究開発法人					
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	523,035	176,982	△ 22,194	323,858	平成 21 年度及び 29 年度
合 計	523,035	176,982	△ 22,194	323,858	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
貨 幣 交 換 差 減 補 填 金	日本銀行	137
児 童 手 当	職員	4
合 計		142

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退 職 手 当 に 係 る 引 当 金	3,427	315	398	3,510
整 理 資 源 に 係 る 引 当 金	384	71	5	318
合 計	3,812	387	404	3,829

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
電源立地等推進対策補助金	公益財団法人水産物安定供給推進機構等	11,240	電源地域への企業立地及び特別電源地域における科学技術の振興を促進するための事業等に必要な経費に対する補助	無
原子力発電関連技術開発費等補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	187	東京電力福島原子力発電所事故を踏まえたシビアアクシデント対策や免震システムの開発等の技術開発等に必要な経費に対する補助	有
	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金、中部電力株式会社	3,133		無
	小 計	3,320		
ウラン探鉱支援事業費等補助金	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	328	民間事業者による海外ウラン探鉱事業を促進するための支援事業に必要な経費に対する補助	無
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	8,313	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の施設の整備に要する経費に対する補助	有
原子力災害対策事業費補助金	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等	1,197	原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うため、避難経路等に係る阻害要因について改善すべく、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を数例選定し、交通誘導対策や避難経路上の改善等の実証等に必要な経費に対する補助	無
電源立地等推進対策交付金	地方公共団体等	18,744	原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれる区域を含む地方公共団体で行われる公共用施設の整備や地域振興に資する事業等に対する交付	無
電源立地地域対策交付金	地方公共団体	77,812	発電用施設等の設置が行われ又は予定されている地方公共団体が実施する公共用施設整備事業等に対する交付	無
原子力災害影響調査等交付金	福島県	14	県民健康調査支援のための調査研究を実施するための交付	無
原子力施設等防災対策等交付金	道府県	16,736	原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等に要する費用に充てるための交付	無
合 計		137,708		

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
原子力施設等防災対策等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	2,755	放射線監視事業により得られた放射線監視データをよりの確に比較・検討するための調査等の委託	有
	公益財団法人海洋生物環境研究所等	5,461		無
	小 計	8,217		
電源立地等推進対策委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	104	放射線に関する基礎知識の情報提供等の実施、エネルギーに関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援等の委託	有
	株式会社ジェイアール東日本企画等	1,350		無
	小 計	1,455		
放射性廃棄物処分基準調査等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1,786	高レベル放射性廃棄物処分関連技術の調査研究、地質処分に関連する技術情報等の総合的データベースの整備等の委託	有
	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター等	2,986		無
	小 計	4,773		
軽水炉等改良技術確証試験等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1,631	多様な原子力システムに関する革新的技術開発、国際的な枠組下での高速炉に関する安全設計要件の構築等の委託	有
	三菱重工業株式会社等	2,756		無
	小 計	4,387		
原子力発電施設等安全技術対策委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	83	実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備・維持管理及び教材作成等の委託	有
	国立研究開発法人産業技術総合研究所等	375		無
	小 計	458		
原子力災害影響調査等委託費	公益財団法人原子力安全研究協会、株式会社日本経済社	229	原子力被災者に対する健康確保、健康不安の解消を図るために、住民等の個人被ばく線量の測定・結果の説明の実施に係る委託	無
合 計		19,522		

(3) 交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	47,000	「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針について」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする観点から、中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間(30年以内)終了後5年以内まで、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づき交付する交付金(平成26年度開始)	無
合 計		47,000		

(4) 拠出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際原子力機関等拠出金	国際原子力機関等	1,386	原子力発電導入検討国の基盤整備支援、原子力平和利用に関する正しい知識の普及活動等に対する拠出	無
合 計		1,386		

(5) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相 手 先	金 額	支 出 目 的
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	94,960	「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付
合 計	94,960	

(6) 国有資産所在市町村交付金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国有資産所在市町村交付金	市町村	0	原子力検査官等宿舎が所在する市町村に対する交付金	無
合 計		0		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
独立行政法人納付金収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	23
雑 収 入	雑 収 入	地方公共団体等	3,235
合 計			3,258

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資産等の内容	所管換等の理由	備 考
資産の無償所管換(受)	民間団体等	1,170	物品	委託事業終了による所有権移転	
誤 謬 訂 正	—	△ 570	物品	期首残高の誤謬訂正によるもの	
誤 謬 訂 正	—	0	ソフトウェア仮勘定	期首残高の誤謬訂正によるもの	
合 計		600			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	—	△ 0	△ 0	
行政財産	—	△ 0	△ 0	
土地	—	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出 資 金				
(市場価格のないもの)	18,954	△ 22,171	△ 3,217	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	18,954	△ 22,172	△ 3,218	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
独立行政法人納付金収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	23
雑収入	雑収入	地方公共団体等	3,239
合 計			3,262

電源開発促進勘定

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	226,010	173,460	未払金	33,534	37,207
有価証券	30,607	68,587	未払費用	3,440	3,596
たな卸資産	24,205	28,712	保管金等	777	1,357
未収金	2,670	2,930	前受金	4,166	4,442
未収収益	3	15	賞与引当金	3,223	3,169
前払金	6,673	7,225	放射性廃棄物引当金	130,810	153,837
前払費用	610	588	退職給付引当金	47,589	43,810
他会計繰戻未収金	33,300	33,300	その他の債務等	7,596	10,211
その他の債権等	—	3			
貸倒引当金△	1	1			
有形固定資産	455,873	459,463			
国有財産等(公共 用財産を除く)	388,840	385,091			
土地	57,210	57,032			
建物	70,943	79,325			
工作物	62,494	70,749			
船舶	5	5			
建設仮勘定	198,186	177,978	負債合計	231,140	257,632
物品等	67,033	74,372			
無形固定資産	2,704	2,988	＜資産・負債差額の部＞		
その他の投資等	187	186	資産・負債差額	551,706	519,829
			(うち他会計等から の出資)	(296,989)	(296,987)
資産合計	782,846	777,461	負債及び資産・ 負債差額合計	782,846	777,461

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人件費	41,555	41,275
賞与引当金繰入額	3,223	3,169
退職給付引当金繰入額	2,752	757
補助金等	125,049	129,207
委託費	11,758	13,160
交付金	47,000	47,000
拠出金	1,018	1,386
国有資産所在市町村交付金等	0	0
一般会計への繰入	1	1
庁費等	13,600	14,029
その他の経費	142,111	136,097
減価償却費	19,795	21,937
支払利息	349	308
資産処分損益	1,388	696
減損損失	223	3,052
本年度業務費用合計	409,829	412,081

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額		559,617		551,706
II 本年度業務費用合計	△	409,829	△	412,081
III 財 源		398,753		380,168
1 自 己 収 入		4,433		3,155
そ の 他 の 財 源		4,433		3,155
2 他会計からの受入		325,018		313,340
一般会計からの受入		325,018		313,340
3 独立行政法人等収入		69,300		63,672
IV 無 償 所 管 換 等		1,071		453
V 資 産 評 価 差 額	△	158	△	579
VI その他資産・負債差額の増減		2,251		161
VII 本年度末資産・負債差額		551,706		519,829

電源開発促進勘定

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	4,435	3,158
他会計からの受入		
一般会計からの受入	325,018	313,340
独立行政法人等収入	70,032	63,686
有価証券の売却・償還による収入	3,603	474
固定資産の売却による収入	15	358
その他の投資による収入	3	2
前年度剰余金等受入	246,241	226,010
財 源 合 計	649,349	607,031
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 50,285	△ 49,491
補 助 金 等	△ 125,049	△ 129,207
委 託 費	△ 11,758	△ 13,160
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
拠 出 金	△ 1,018	△ 1,386
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	△ 0
一般会計への繰入	△ 1	△ 1
庁 費 等 の 支 出	△ 14,007	△ 14,556
有価証券の取得による支出	△ 34,374	△ 39,156
国庫納付による支出	—	△ 21
そ の 他 の 支 出	△ 112,055	△ 119,829
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 395,551	△ 413,812
(2) 施設整備支出		
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 28,676	△ 18,464
施設整備支出合計	△ 28,676	△ 18,464
業 務 支 出 合 計	△ 424,227	△ 432,277
業 務 収 支	225,121	174,754

Ⅱ 財 務 収 支				
リース債務の返済による支出	△	1,008	△	964
P F I 債務の返済による支出	△	6	△	19
利 息 の 支 払 額	△	347	△	308
他省庁からの出資による収入		2,260		—
出資の払戻による支出	△	8	△	0
財 務 収 支		888	△	1,293
本 年 度 収 支		226,010		173,460
翌年度歳入繰入等		226,010		173,460
本年度末現金・預金残高		226,010		173,460

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 電源利用勘定	239	78.0%	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 電源利用勘定	523,035	97.1%	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 一般勘定	—	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 埋設処分業務勘定	—	—	—

(注) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和5年3月31日時点によっている。

2 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払い等は終了したものとして修正を行っている。

3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。特別会計連結財務書類の作成に際して、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

(1) 運営費交付金、補助金等及び寄附金

連結対象法人において負債計上されている運営費交付金債務、預り補助金等、預り寄附金、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等、資産見返寄附金、長期廃棄物処理処分負担金等は、財源等へ振り替えている。

(2) 退職給付引当金見返、賞与引当金見返及び放射性廃棄物引当金見返等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資産に計上されている退職給付引当金見返、賞与引当金見返、放射性廃棄物引当金見返等並びに当該年度に計上した退職給付引当金見返、賞与引当金見返、放射性廃棄物引当金見返に係る収益等については、取り消している。

(3) 減価償却相当累計額等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資本剰余金の減少として計上されている当該年度の減価償却相当累計額等は、業務費用へ振り替えている。

4 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

(1) 有形固定資産の減価償却方法

本勘定においては、国有財産(公共用財産を除く)については定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)、物品については定額法によっているが、連結対象法人においては定額法によっている。

(2) 退職給付引当金

本勘定においては、退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人においては、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

5 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、連結対象法人が保有する地方債等を計上している。
- ・「たな卸資産」には、連結対象法人が保有する核物質と貯蔵品等を計上している。
- ・「未収金」には、本勘定及び連結対象法人の未収金を計上している。
- ・「未収収益」には、連結対象法人の未収収益を計上している。
- ・「前払金」には、連結対象法人の前払金を計上している。
- ・「前払費用」には、本勘定及び連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、本勘定における「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第 66 条の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定から一般会計に繰り入れたものについて、将来本勘定に繰り戻されることとされている未収額を計上している。
- ・「その他の債権等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているものの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、本勘定の未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、本勘定が保有する国有財産及び連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「土地」には、本勘定及び連結対象法人が保有する土地を計上している。
- ・「建物」には、本勘定及び連結対象法人が保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、本勘定及び連結対象法人が保有する工作物を計上している。
- ・「船舶」には、連結対象法人が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、連結対象法人における建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、本勘定が保有する物品のほか、連結対象法人が保有する物品等を計上している。
- ・「無形固定資産」には、本勘定及び連結対象法人が保有するソフトウェア、特許権等を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人が差し入れている敷金・保証金等を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、本勘定の未払金のほか、連結対象法人の未払金等を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人の未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人が保管している保管金等を計上している。
- ・「前受金」には、連結対象法人の前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、本勘定及び連結対象法人において、本会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、本会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「放射性廃棄物引当金」には、連結対象法人における放射性廃棄物引当金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、本勘定及び連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人の賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人における退職給付引当金への繰入額を計上している。

- ・「補助金等」には、本勘定の補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費を計上している。
- ・「交付金」には、本勘定の交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の一般会計への繰入を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定において、決算書の用途別分類が「物件費」又は「施設費」となっているもののうち、資産計上されていないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、本勘定及び連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、本勘定及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、連結対象法人における支払利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、本勘定及び連結対象法人における固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ・「減損損失」には、連結対象法人における減損損失を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定に計上されているその他の財源を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税繰入相当額のうち電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、本勘定及び連結対象法人において、業務委託先からの有形固定資産(物品)の所有権移転に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、本勘定における国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額のほか、連結対象法人の保有している資産に生じた評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、連結対象法人における上記以外の資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定に計上されているその他の収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税繰入相当額のうち電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の自己収入等に係る額を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、連結対象法人の有価証券の売却・償還による収入を計上している。
- ・「固定資産の売却による収入」には、連結対象法人の固定資産の売却による収入を計上している。
- ・「その他の投資による収入」には、連結対象法人におけるその他投資等の回収収入を計上している。

- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定の前年度剰余金及び連結対象法人の前期末現金・預金残高を計上している。
- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定の補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費を計上している。
- ・「交付金」には、本勘定の交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の一般会計への繰入を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、本勘定において、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人の有価証券の取得による支出を計上している。
- ・「国庫納付による支出」には、連結対象法人における本勘定以外の国庫納付による支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、本勘定におけるその他の支出のほか、連結対象法人における上記以外の業務支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産取得に繋がる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、連結対象法人におけるリース債務の返済支出を計上している。
- ・「PFI 債務の返済による支出」には、連結対象法人における PFI 債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人におけるリース債務及び PFI 債務に係る利息の支払額を計上している。
- ・「他省庁からの出資による収入」には、前会計年度において、連結対象法人における他省庁からの出資による収入を計上している。
- ・「出資の払戻による支出」には、連結対象法人の出資金の払戻による支出を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」を計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対 策特別会計電 源開発促進勘 定	国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構電源利用勘 定	国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
＜資 産 の 部＞						
現 金 ・ 預 金	68,700	214	104,545	104,760	—	173,460
有 価 証 券	—	—	68,587	68,587	—	68,587
た な 卸 資 産	—	—	28,712	28,712	—	28,712
未 収 金	1	—	2,929	2,929	—	2,930
未 収 収 益	—	0	15	15	—	15
前 払 金	—	—	7,225	7,225	—	7,225
前 払 費 用	1	—	587	587	—	588
他 会 計 繰 戻 未 収 金	33,300	—	—	—	—	33,300
そ の 他 の 債 権 等	—	—	3	3	—	3
貸 倒 引 当 金	△ 1	—	—	—	—	△ 1
有 形 固 定 資 産	4,504	3	455,034	455,037	△ 79	459,463
国有財産等(公共用財産を除く)	132	2	384,956	384,959	—	385,091
土 地	32	—	57,000	57,000	—	57,032
建 物	98	2	79,224	79,227	—	79,325
工 作 物	1	—	70,748	70,748	—	70,749
船 舶	—	—	5	5	—	5
建 設 仮 勘 定	—	—	177,978	177,978	—	177,978
物 品 等	4,372	0	70,078	70,078	△ 79	74,372
無 形 固 定 資 産	21	0	2,967	2,967	—	2,988
出 資 金	177,245	—	—	—	△ 177,245	—
そ の 他 の 投 資 等	—	121	64	186	—	186
資 産 合 計	283,772	339	670,673	671,013	△ 177,324	777,461
＜負 債 の 部＞						
未 払 金	142	0	37,064	37,064	—	37,207
未 払 費 用	—	—	3,596	3,596	—	3,596
保 管 金 等	—	—	1,357	1,357	—	1,357
前 受 金	—	—	4,474	4,474	△ 31	4,442
賞 与 引 当 金	503	—	2,666	2,666	—	3,169
放 射 性 廃 棄 物 引 当 金	—	—	153,837	153,837	—	153,837
退 職 給 付 引 当 金	3,829	—	39,981	39,981	—	43,810
そ の 他 の 債 務 等	—	—	10,211	10,211	—	10,211
負 債 合 計	4,474	0	253,189	253,189	△ 31	257,632
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞						
資 産 ・ 負 債 差 額	279,297	339	417,484	417,823	△ 177,292	519,829

2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連結対象 法人合計	相殺消去	連結合計
人件費	7,288	—	33,987	33,987	—	41,275
賞与引当金繰入額	503	—	2,666	2,666	—	3,169
退職給付引当金繰入額	404	—	352	352	—	757
補助金等	137,708	—	—	—	△ 8,501	129,207
委託費	19,522	—	—	—	△ 6,361	13,160
交付金	47,000	—	—	—	—	47,000
拠出金	1,386	—	—	—	—	1,386
独立行政法人運営費交付金	94,960	—	—	—	△ 94,960	—
国有資産所在市町村交付金等	0	—	—	—	—	0
一般会計への繰入	1	—	—	—	—	1
庁費等	14,108	—	—	—	△ 78	14,029
その他の経費	898	25	135,230	135,256	△ 57	136,097
減価償却費	1,677	1	20,307	20,308	△ 48	21,937
支払利息	—	—	308	308	—	308
資産処分損益	8	0	687	687	△ 0	696
減損損失	—	—	3,052	3,052	—	3,052
本年度業務費用合計	325,468	27	196,594	196,621	△ 110,008	412,081

(単位：百万円)

その他の経費内訳	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連結対象 法人合計	相殺消去	連結合計
特別会計財務書類でのその他の経費	898	—	—	—	—	898
連結対象法人での業務費用	—	0	※ 108,079	108,079	△ 19	108,060
連結対象法人での一般管理費	—	—	1,866	1,866	—	1,866
連結対象法人でのその他の経費	—	25	25,284	25,310	△ 38	25,271
計	898	25	135,230	135,256	△ 57	136,097

※業務費(98,940 百万円)、受託経費(9,138 百万円)を計上している。

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対 策特別会計電 源開発促進勘 定	国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構電源利用勘 定	国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 前年度末資産・負債差額	290,785	364	441,077	441,442	△ 180,521	551,706
II 本年度業務費用合計	△ 325,468	△ 27	△ 196,594	△ 196,621	110,008	△ 412,081
III 財 源	316,599	2	173,562	173,564	△ 109,995	380,168
1 自 己 収 入	3,258	—	—	—	△ 103	3,155
そ の 他 の 財 源	3,258	—	—	—	△ 103	3,155
2 他 会 計 か ら の 受 入	313,340	—	—	—	—	313,340
一般会計からの受入	313,340	—	—	—	—	313,340
3 独立行政法人等収入	—	2	173,562	173,564	△ 109,892	63,672
IV 無 償 所 管 換 等	600	—	△ 121	△ 121	△ 25	453
V 資 産 評 価 差 額	△ 3,218	—	△ 578	△ 578	3,217	△ 579
VI その他資産・負債差額の増減	—	—	138	138	23	161
VII 本年度末資産・負債差額	279,297	339	417,484	417,823	△ 177,292	519,829

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連結対象 法人合計	相殺消去	連結合計
I 業務収支						
1 財源						
自己収入						
その他の収入	3,262	—	—	—	△ 103	3,158
他会計からの受入						
一般会計からの受入	313,340	—	—	—	—	313,340
独立行政法人等収入	—	2	173,567	173,570	△ 109,884	63,686
有価証券の売却・償還による収入	—	—	474	474	—	474
固定資産の売却による収入	—	0	358	358	—	358
その他の投資による収入	—	—	2	2	—	2
前年度剰余金等受入	76,285	237	149,487	149,725	—	226,010
財源合計	392,887	239	323,891	324,130	△ 109,987	607,031
2 業務支出						
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
人件費	△ 8,156	—	△ 41,335	△ 41,335	—	△ 49,491
補助金等	△ 137,708	—	—	—	8,501	△ 129,207
委託費	△ 19,522	—	—	—	6,361	△ 13,160
交付金	△ 47,000	—	—	—	—	△ 47,000
拠出金	△ 1,386	—	—	—	—	△ 1,386
独立行政法人運営費交付金	△ 94,960	—	—	—	94,960	—
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	—	—	—	—	△ 0
一般会計への繰入	△ 1	—	—	—	—	△ 1
庁費等の支出	△ 14,635	—	—	—	78	△ 14,556
有価証券の取得による支出	—	—	△ 39,156	△ 39,156	—	△ 39,156
国庫納付による支出	—	—	△ 44	△ 44	23	△ 21
その他の支出	△ 815	△ 25	△ 119,050	△ 119,076	62	△ 119,829
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 324,187	△ 25	△ 199,587	△ 199,612	109,987	△ 413,812
(2) 施設整備支出						
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	—	△ 18,464	△ 18,464	—	△ 18,464
施設整備支出合計	—	—	△ 18,464	△ 18,464	—	△ 18,464
業務支出合計	△ 324,187	△ 25	△ 218,051	△ 218,076	109,987	△ 432,277
業務収支	68,700	214	105,839	106,054	—	174,754
II 財務収支						
リース債務の返済による支出	—	—	△ 964	△ 964	—	△ 964
PFI債務の返済による支出	—	—	△ 19	△ 19	—	△ 19
利息の支払額	—	—	△ 308	△ 308	—	△ 308
出資の払戻による支出	—	—	△ 0	△ 0	—	△ 0
財務収支	—	—	△ 1,293	△ 1,293	—	△ 1,293
本年度収支	68,700	214	104,545	104,760	—	173,460
翌年度歳入繰入等	68,700	214	104,545	104,760	—	173,460
本年度末現金・預金残高	68,700	214	104,545	104,760	—	173,460

原子力損害賠償支援勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	123,885	100,350	公債	3,264,900	2,772,600
前払費用	3,264,900	2,772,600	借入金	8,012,122	8,202,122
出資金	7,000	7,000	負債合計	11,277,022	10,974,722
			＜資産・負債差額の部＞		
			資産・負債差額 △	7,881,236 △	8,094,771
資産合計	3,395,785	2,879,950	負債及び資産・ 負債差額合計	3,395,785	2,879,950

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
資 金 援 助 交 付 費	396,000	492,300
庁 費 等	0	0
公 債 事 務 取 扱 費	5	5
本 年 度 業 務 費 用 合 計	396,005	492,306

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕		本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	7,772,992	△	7,881,236
II 本年度業務費用合計	△	396,005	△	492,306
III 財 源		287,761		278,771
1 自 己 収 入		287,761		278,771
そ の 他 の 財 源		287,761		278,771
IV 本年度末資産・負債差額	△	7,881,236	△	8,094,771

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	287,761	278,771
前年度剰余金受入	93,907	65,590
財 源 合 計	381,668	344,362
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
庁 費 等 の 支 出	△ 0	△ 0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 0	△ 0
業 務 支 出 合 計	△ 0	△ 0
業 務 収 支	381,668	344,361
II 財 務 収 支		
公債の償還による支出	△ 396,000	△ 492,300
借 入 に よ る 収 入	8,012,122	8,202,122
借入金の返済による支出	△ 7,932,195	△ 8,012,122
公債事務取扱に係る支出	△ 5	△ 5
財 務 収 支	△ 316,078	△ 302,305
本 年 度 収 支	65,590	42,055
翌 年 度 歳 入 繰 入	65,590	42,055
資金本年度末残高	58,295	58,295
本年度末現金・預金残高	123,885	100,350

注 記

1 重要な会計方針

(1) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(2) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債(公債)の会計処理方法

本勘定における「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)の規定により行う国債の交付、償還等に係る会計処理については、以下の方法によっている。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)への国債交付時には、「公債」として負債に計上するとともに「前払費用」として同額を資産に計上する。

また、機構の請求により国債の償還を行った場合には、償還額相当額を「前払費用」から「資金援助交付費」へ振り替えている。

2 翌年度以降支出予定額

(1) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 0 百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第 44 条の資金

資金の種類：原子力損害賠償支援資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第 92 条の 2 第 1 項

内 容：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和 5 年法律第 32 号)附則第 16 条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」第 91 条の 3 第 1 項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために要する費用を確保するために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「前払費用」には、法第 48 条第 2 項の規定による交付国債未償還額を計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「公債」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関からの借入金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「資金援助交付費」には、法第 45 条第 1 項の規定により主務大臣の認定を受けた特別事業計画(以下「特別事業計画」という。)に基づき、本会計年度中に行われた交付国債償還額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、起債等事務取扱に係る費用を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入及び預託金利息収入を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入及び預託金利息収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「公債の償還による支出」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還額を計上している。
- ・「借入による収入」には、民間金融機関からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関への借入金返済支出を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、起債等事務取扱に係る費用を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 資金援助交付費については、法第 46 条第 1 項の規定により令和 5 年 4 月 26 日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、13,014,973 百万円を機構に交付することとしている(うち、10,727,400 百万円については、令和 4 年度までに交付済み)。

なお、当該交付費を限度とし、毎事業年度において機構に利益が生じた場合には、法第 59 条第 4 項の規定に基づき、当該利益を国庫に納付することとなっている。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	100,350
合 計	100,350

② 前払費用の明細

(単位：百万円)

内 容	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金援助交付費	3,264,900	—	492,300	2,772,600
合 計	3,264,900	—	492,300	2,772,600

③ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末 残高	評価差額の 戻入	本 増 加 額	本 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
○認可法人							
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (一般勘定)	7,000	—	—	—	—	—	7,000
合 計	7,000	—	—	—	—	—	7,000

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計か らの出資累 計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○認可法人									
原子力損害賠償・廃炉 等支援機構(一般勘定)	4,216,622	4,202,622	14,000	14,000	7,000	50.00%	7,000	7,000	法定財務諸表
合 計	4,216,622	4,202,622	14,000	14,000	7,000	—	7,000	7,000	

(2) 負債項目の明細

① 公債の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差 引 残 高
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 国債	3,264,900	—	492,300	2,772,600	—	2,772,600
合 計	3,264,900	—	492,300	2,772,600	—	2,772,600

② 借入金の明細

(単位：百万円)

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
民間金融機関	8,012,122	8,202,122	8,012,122	8,202,122
合 計	8,012,122	8,202,122	8,012,122	8,202,122

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	278,770
雑収入	雑収入	財務省	1
合 計			278,771

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	278,770
雑収入	雑収入	財務省	1
合 計			278,771

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
原子力損害賠償支援資金	58,295	—	—	58,295
合 計	58,295	—	—	58,295

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	141,088	302,256	未 払 金	8,194	190,463
有 価 証 券	50,000	47,000	未 払 費 用	70	87
未 収 金	234,695	194,695	保 管 金 等	19	14
未 収 収 益	0	0	賞 与 引 当 金	91	98
前 払 費 用	12	16	原子力損害賠償・廃 炉等支援機構債券	801,106	800,592
有 形 固 定 資 産	151	106	借 入 金	8,212,122	8,402,122
国有財産等(公共 用財産を除く)	47	31	退 職 給 付 引 当 金	91	100
工 作 物	47	31	そ の 他 の 債 務 等	18	28
物 品 等	104	75	負 債 合 計	9,021,714	9,393,506
無 形 固 定 資 産	292	219	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	1,000,000	1,000,000	資 産 ・ 負 債 差 額 △	7,595,466 △	7,849,133
そ の 他 の 投 資 等	6	78	(うち国以外からの 出資)	(7,000)	(7,000)
資 産 合 計	1,426,247	1,544,373	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	1,426,247	1,544,373

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人件費	1,472	1,482
賞与引当金繰入額	91	98
退職給付引当金繰入額	31	28
委託費	1,068	1,000
資金援助交付費	396,000	492,300
庁費等	0	0
公債事務取扱費	5	5
その他の経費	831	896
減価償却費	106	133
支払利息	△ 674	△ 580
本年度業務費用合計	398,933	495,364

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 令和 3 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 4 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 4 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	7,478,233	△	7,595,466
II 本年度業務費用合計	△	398,933	△	495,364
III 財 源		281,699		241,697
1 自 己 収 入		1		1
そ の 他 の 財 源		1		1
2 独立行政法人等収入		281,697		241,696
IV 本年度末資産・負債差額	△	7,595,466	△	7,849,133

原子力損害賠償支援勘定

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕		本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 業 務 収 支				
1 財 源				
自己収入				
その他の収入		1		1
独立行政法人等収入		47,002		47,001
有価証券の売却・償還による収入		315,980		288,680
前年度剰余金等受入		173,127		82,793
財 源 合 計		536,111		418,476
2 業 務 支 出				
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)				
資金援助交付費	△	410,100	△	310,000
庁費等の支出	△	0	△	0
有価証券の取得による支出	△	363,980	△	285,680
その他の支出	△	0	△	72
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△	774,080	△	595,753
(2) 施設整備支出				
独立行政法人等における固定資産取得支出	△	138	△	85
施設整備支出合計	△	138	△	85
業 務 支 出 合 計	△	774,219	△	595,839
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動 によるキャッシュ・フロー(間接法)		240,585		231,604
業 務 収 支		2,477		54,242
II 財 務 収 支				
借入による収入		8,212,122		8,402,122
借入金の返済による支出	△	8,132,195	△	8,212,122
債券の発行による収入		250,800		300,075
債券の償還による支出	△	250,000	△	300,000
利息の支払額	△	7	△	7
公債事務取扱に係る支出	△	5	△	5
その他の財務収支	△	397	△	342
財 務 収 支		80,316		189,719

本 年 度 収 支	82,793	243,961
翌年度歳入繰入等	82,793	243,961
資金本年度末残高	58,295	58,295
本年度末現金・預金残高	141,088	302,256

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 一般勘定	7,000	50.0%	1 社(1 社)

(注1) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和5年3月31日時点によっている。

(注2) 子会社数の欄に記載された()内の数は、連結対象から除外した子会社数である。

2 独立行政法人等の子会社のうち連結対象から除外したもの

独立行政法人等の子会社のうち、以下の子会社については連結対象から除外している。

独立行政法人等の名称	連結対象から除外した子会社	除 外 し た 理 由
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 一般勘定	東京電力ホールディングス株式会社	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)第41条第1項第2号の規定に基づく財務基盤強化のための株式の引受けであり、出資会社を傘下に入れる目的ではないことからみて、連結の範囲に入れることで利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外している。

3 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものとして修正を行っている。

4 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、その特性を反映した財務諸表を作成している。また、特別会計連結財務書類の作成に際して、以下に記載した内容について、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一を行っている。

独立行政法人等収入及び資金援助交付費

連結対象法人における資金援助交付費及びこれに対応する独立行政法人等収入については、特別事業計画による認定額のうち本勘定において認識した額と同額を計上している。

5 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

区分別収支計算書の作成方法

本勘定においては直接法により区分別収支計算書を作成しているが、連結対象法人においては区分別収支計算書の基礎となるキャッシュ・フロー計算書を間接法により作成している。これらの業務活動に係るキャッシュ・フローについては、「業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」として、「業務支出合計」と「業務収支」との間に表示している。ただし、連結対象法人の業務収支のうち、その内訳を個別の収支に区分することができる一部の項目については、直接法によっている。

6 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、連結対象法人が保有する譲渡性預金を計上している。
- ・「未収金」には、連結対象法人の未収金を計上している。

- ・「未収収益」には、連結対象法人の未収収益を計上している。
- ・「前払費用」には、連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「工作物」には、連結対象法人が保有する工作物を計上している。
- ・「物品等」には、連結対象法人が保有する工具器具備品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、連結対象法人が保有するソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、連結対象法人が保有する出資金を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人が差し入れている敷金保証金を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、連結対象法人の未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人の社会保険料事業主負担分等に係る未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人の預り金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、連結対象法人における会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券」には、連結対象法人が発行した債券を計上している。
- ・「借入金」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、連結対象法人の賞与引当金への繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、連結対象法人の退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「委託費」には、連結対象法人の業務委託費を計上している。
- ・「資金援助交付費」には、連結対象法人による資金援助額を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定における決算書の用途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、本勘定における起債等事務取扱に係る費用を計上している。
- ・「その他の経費」には、連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、連結対象法人の有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、連結対象法人における支払利息を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定における預託金利子収入を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定における預託金利子収入を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。

- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、連結対象法人の有価証券の償還による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定及び連結対象法人の前年度剰余金を計上している。
- ・「資金援助交付費」には、連結対象法人による資金援助額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、本勘定における決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人の有価証券取得のための支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、連結対象法人における上記以外の業務支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人の固定資産取得に係る支出を計上している。
- ・「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」には、間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)のキャッシュ・フロー計算書のうち、業務活動によるキャッシュ・フローの金額を計上している。
- ・「業務収支」には、「財源合計」から「業務支出合計」を控除し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」を加減した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関への借入金返済支出を計上している。
- ・「債券の発行による収入」には、連結対象法人における債券の発行による収入を計上している。
- ・「債券の償還による支出」には、連結対象法人における債券の償還による支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人における借入金に係る支払利息を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、本勘定における起債等事務取扱に係る費用を計上している。
- ・「その他の財務収支」には、連結対象法人におけるその他の財務収支を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「資金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ④ 独立行政法人等収入には、法第 38 条の負担金の納付として、法第 38 条に基づく負担金の納付の義務を負う原子力事業者が機構に対し納付する一般負担金及び特別負担金が含まれる。
- ⑤ 資金援助交付費については、法第 46 条第 1 項の規定により令和 5 年 4 月 26 日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、13,014,973 百万円を機構から東京電力ホールディングス株式会社に対して交付することとしている。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象 法人合計	相殺消去	連結合計
＜資産の部＞					
現金・預金	100,350	201,905	201,905	—	302,256
有価証券	—	47,000	47,000	—	47,000
未収金	—	194,695	194,695	—	194,695
未収収益	—	0	0	—	0
前払費用	2,772,600	1,102,402	1,102,402	△ 3,874,985	16
有形固定資産	—	106	106	—	106
国有財産等(公共用財産を除く)	—	31	31	—	31
工作物	—	31	31	—	31
物品等	—	75	75	—	75
無形固定資産	—	219	219	—	219
出資金	7,000	1,000,000	1,000,000	△ 7,000	1,000,000
その他の投資等	—	78	78	—	78
資産合計	2,879,950	2,546,408	2,546,408	△ 3,881,985	1,544,373
＜負債の部＞					
未払金	—	190,463	190,463	—	190,463
未払費用	—	87	87	—	87
保管金等	—	14	14	—	14
賞与引当金	—	98	98	—	98
原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券	—	800,592	800,592	—	800,592
公債	2,772,600	1,102,385	1,102,385	△ 3,874,985	—
借入金	8,202,122	200,000	200,000	—	8,402,122
退職給付引当金	—	100	100	—	100
その他の債務等	—	28	28	—	28
負債合計	10,974,722	2,293,770	2,293,770	△ 3,874,985	9,393,506
＜資産・負債差額の部＞					
資産・負債差額	△ 8,094,771	252,637	252,637	△ 7,000	△ 7,849,133

2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
人件費	—	1,482	1,482	—	1,482
賞与引当金繰入額	—	98	98	—	98
退職給付引当金繰入額	—	28	28	—	28
委託費	—	1,000	1,000	—	1,000
資金援助交付費	492,300	492,300	492,300	△ 492,300	492,300
庁費等	0	—	—	—	0
公債事務取扱費	5	—	—	—	5
その他の経費	—	896	896	—	896
減価償却費	—	133	133	—	133
支払利息	—	△ 580	△ 580	—	△ 580
本年度業務費用合計	492,306	495,358	495,358	△ 492,300	495,364

(単位：百万円)

その他の経費内訳	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
連結対象法人での業務費用	—	100	100	—	100
連結対象法人での一般管理費	—	426	426	—	426
連結対象法人でのその他の経費	—	369	369	—	369
計	—	896	896	—	896

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
I 前年度末資産・負債差額	△ 7,881,236	292,770	292,770	△ 7,000	△ 7,595,466
II 本年度業務費用合計	△ 492,306	△ 495,358	△ 495,358	492,300	△ 495,364
III 財源	278,771	733,996	733,996	△ 771,070	241,697
1 自己収入	278,771	—	—	△ 278,770	1
その他の財源	278,771	—	—	△ 278,770	1
2 独立行政法人等収入	—	733,996	733,996	△ 492,300	241,696
IV その他資産・負債差額の増減	—	△ 278,770	△ 278,770	278,770	—
V 本年度末資産・負債差額	△ 8,094,771	252,637	252,637	△ 7,000	△ 7,849,133

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 業 務 収 支					
1 財 源					
自 己 収 入					
そ の 他 の 収 入	278,771	—	—	△ 278,770	1
独 立 行 政 法 人 等 収 入	—	539,301	539,301	△ 492,300	47,001
有価証券の売却・償還による収入	—	288,680	288,680	—	288,680
前年度剰余金等受入	65,590	17,203	17,203	—	82,793
財 源 合 計	344,362	845,185	845,185	△ 771,070	418,476
2 業 務 支 出					
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)					
資金援助交付費	—	△ 310,000	△ 310,000	—	△ 310,000
庁 費 等 の 支 出	△ 0	—	—	—	△ 0
有価証券の取得による支出	—	△ 285,680	△ 285,680	—	△ 285,680
国庫納付による支出	—	△ 278,770	△ 278,770	278,770	—
そ の 他 の 支 出	—	△ 72	△ 72	—	△ 72
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 0	△ 874,523	△ 874,523	278,770	△ 595,753
(2) 施設整備支出					
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	△ 85	△ 85	—	△ 85
施設整備支出合計	—	△ 85	△ 85	—	△ 85
業 務 支 出 合 計	△ 0	△ 874,608	△ 874,608	278,770	△ 595,839
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)	—	231,604	231,604	—	231,604
業 務 収 支	344,361	202,180	202,180	△ 492,300	54,242
II 財 務 収 支					
公債の償還による支出	△ 492,300	—	—	492,300	—
借 入 に よ る 収 入	8,202,122	200,000	200,000	—	8,402,122
借入金返済による支出	△ 8,012,122	△ 200,000	△ 200,000	—	△ 8,212,122
債券の発行による収入	—	300,075	300,075	—	300,075
債券の償還による支出	—	△ 300,000	△ 300,000	—	△ 300,000
利 息 の 支 払 額	—	△ 7	△ 7	—	△ 7
公債事務取扱に係る支出	△ 5	—	—	—	△ 5
そ の 他 の 財 務 収 支	—	△ 342	△ 342	—	△ 342
財 務 収 支	△ 302,305	△ 275	△ 275	492,300	189,719
本 年 度 収 支	42,055	201,905	201,905	—	243,961
翌年度歳入繰入等	42,055	201,905	201,905	—	243,961
資 金 本 年 度 末 残 高	58,295	—	—	—	58,295
本年度末現金・預金残高	100,350	201,905	201,905	—	302,256

合 算 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)		前会計年度 (令和4年 3月31日)	本会計年度 (令和5年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	792,808	930,259	未 払 金	854	302
有 価 証 券	513,144	643,581	未 払 費 用	13	11
た な 卸 資 産	1,447,368	1,405,055	前 受 金	4,276	—
未 収 金	1,579	3,755	賞 与 引 当 金	511	536
前 払 費 用	3,264,900	2,772,601	政 府 短 期 証 券	1,160,507	1,160,700
貸 付 金	39,160	39,500	公 債	3,264,900	2,772,600
他会計繰戻未収金	33,300	33,300	借 入 金	8,333,120	8,511,049
貸 倒 引 当 金 △	1,575	△ 1,575	退 職 給 付 引 当 金	4,316	4,269
有 形 固 定 資 産	407,927	382,855			
国有財産(公共用 財産を除く)	401,683	377,992			
土 地	51,343	48,772			
立 木 竹	1,412	1,707			
建 物	13,108	12,410			
工 作 物	330,493	310,365			
船 舶	5,326	4,735			
物 品	6,243	4,863	負 債 合 計	12,768,500	12,449,468
無 形 固 定 資 産	99	103	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	1,333,526	1,308,768	資 産 ・ 負 債 差 額 △	4,936,260	△ 4,931,262
資 産 合 計	7,832,240	7,518,205	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	7,832,240	7,518,205

合算業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
人件費	7,933	7,756
賞与引当金繰入額	511	536
退職給付引当金繰入額	424	407
補助金等	573,324	510,249
委託費	180,696	185,741
交付金	47,000	47,000
分担金	136	124
拠出金	5,340	8,487
補助金	25,912	26,042
資金援助交付費	396,000	492,300
独立行政法人運営費交付金	257,296	254,489
国有資産所在市町村交付金等	6,383	5,972
一般会計への繰入	1	1
庁費等	15,118	14,926
公債事務取扱費	6	7
その他の経費	563	1,320
減価償却費	36,702	29,876
支払利息	△ 708	△ 827
為替換算差損益	△ 4,048	△ 340
資産処分損益	△ 76,298	△ 147,966
たな卸資産評価損	13	7
本年度業務費用合計	1,472,311	1,436,113

合算資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕		〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	5,287,904	△	4,936,260
II 本年度業務費用合計	△	1,472,311	△	1,436,113
III 財 源		1,593,518		1,382,102
1 自 己 収 入		369,337		332,342
そ の 他 の 財 源		369,337		332,342
2 他会計からの受入		1,224,181		1,049,759
一般会計からの受入		1,224,181		1,049,759
IV 無償所管換等		2,112		122,233
V 資産評価差額		228,324	△	63,224
VI 本年度末資産・負債差額	△	4,936,260	△	4,931,262

合算区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	413,534	518,675
他会計からの受入		
一般会計からの受入	1,224,181	1,049,759
出資金の回収による収入	197	464
有価証券の売却・償還による収入	71,600	135
前年度剰余金受入	537,408	734,513
財 源 合 計	2,246,922	2,303,548
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 8,992	△ 8,665
補 助 金 等	△ 573,324	△ 510,249
委 託 費	△ 180,696	△ 185,741
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
分 担 金	△ 136	△ 124
抛 出 金	△ 5,340	△ 8,487
補 給 金	△ 25,912	△ 26,042
独立行政法人運営費交付金	△ 257,296	△ 254,489
国有資産所在市町村交付金等	△ 6,383	△ 5,972
一般会計への繰入	△ 1	△ 1
出資による支出	△ 51,300	△ 45,800
庁 費 等 の 支 出	△ 14,775	△ 16,847
そ の 他 の 支 出	△ 566	△ 1,114
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,171,725	△ 1,110,537
(2) 施 設 整 備 支 出		
建物等に係る支出	△ 9,846	△ 6,257
施設整備支出合計	△ 9,846	△ 6,257
業 務 支 出 合 計	△ 1,181,572	△ 1,116,794
業 務 収 支	1,065,350	1,186,754

Ⅱ 財 務 収 支				
公債の償還による支出	△	396,000	△	492,300
政府短期証券の発行による収入		1,160,400		1,160,400
政府短期証券の償還による支出	△	1,162,900	△	1,160,400
借 入 に よ る 収 入		8,241,442		8,429,195
借入金の返済による支出	△	8,173,226	△	8,251,265
利 息 の 支 払 額	△	544	△	410
公債事務取扱に係る支出	△	6	△	7
財 務 収 支	△	330,836	△	314,789
本 年 度 収 支		734,513		871,964
翌 年 度 歳 入 繰 入		734,513		871,964
資金本年度末残高		58,295		58,295
本年度末現金・預金残高		792,808		930,259

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

会計年度末の為替レートにより換算を行っており、換算差額については、合算業務費用計算書の「為替換算差損益」に計上している。(1 カナダドル=98.75 円)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないものについては、全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている有価証券であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産は国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産であり、評価基準及び評価方法は以下のとおりである。

① 国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス及び備蓄石油製品

評価基準は、当該たな卸資産は我が国への石油の供給が不足する事態に備えて保有しているものであり、売却を目的とした資産ではないため、取得原価とし、評価方法は油・ガス種別総平均法によっている。

② 売却予定の国有財産

評価基準は国有財産台帳価格とし、評価方法は個別法によっている。

(4) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10% とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権等については、国有財産台帳上、取得時点において取得価額は 0 円で計上され、その後価格改定時に評価額が決定されることから、減価償却は行わず、国有財産台帳価格を計上している。

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっている。

(5) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率
- ・調整額…「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

- ・割引率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債(公債)の会計処理方法

本特別会計における「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)の規定により行う国債の交付、償還等に係る会計処理については、以下の方法によっている。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)への国債交付時には、「公債」として負債に計上するとともに「前払費用」として同額を資産に計上する。

また、機構の請求により国債の償還を行った場合には、償還額相当額を「前払費用」から「資金援助交付費」へ振り替えている。

2 重要な後発事象

一般会計に所属する権利義務の一部については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年法律第32号)の規定に基づき、令和5年6月30日以降、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に帰属することとされている。

3 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
浜岡原子力発電所永久停止等請求事件	1,104	静岡地方裁判所浜松支部 平成 25 年(ワ)第 78 号 平成 25 年(ワ)第 673 号 平成 26 年(ワ)第 181 号 平成 26 年(ワ)第 474 号	浜岡原子力発電施設(3 号機～5 号機)の操業差止め及び損害賠償(1 人あたり 10 万円)を求めるもの。
玄海原発差止等請求事件	17,825	佐賀地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 49 号 平成 24 年(ワ)第 133 号 平成 24 年(ワ)第 319 号 平成 24 年(ワ)第 488 号 平成 24 年(ワ)第 696 号 平成 25 年(ワ)第 128 号 平成 25 年(ワ)第 310 号 平成 25 年(ワ)第 455 号 平成 26 年(ワ)第 78 号 平成 26 年(ワ)第 209 号 平成 26 年(ワ)第 322 号 平成 26 年(ワ)第 458 号 平成 27 年(ワ)第 94 号 平成 27 年(ワ)第 185 号 平成 27 年(ワ)第 302 号 平成 27 年(ワ)第 396 号 平成 28 年(ワ)第 47 号 平成 28 年(ワ)第 134 号 平成 28 年(ワ)第 269 号 平成 28 年(ワ)第 346 号 平成 28 年(ワ)第 414 号 平成 29 年(ワ)第 75 号 平成 29 年(ワ)第 160 号 平成 29 年(ワ)第 265 号 平成 29 年(ワ)第 364 号 平成 30 年(ワ)第 100 号 平成 30 年(ワ)第 176 号 平成 30 年(ワ)第 255 号 平成 30 年(ワ)第 357 号 平成 31 年(ワ)第 84 号 令和元年(ワ)第 175 号 令和元年(ワ)第 289 号 令和 2 年(ワ)第 34 号 令和 2 年(ワ)第 252 号 令和 3 年(ワ)第 27 号 令和 3 年(ワ)第 96 号 令和 3 年(ワ)第 195 号 令和 3 年(ワ)第 257 号 令和 4 年(ワ)第 11 号 令和 4 年(ワ)第 105 号 令和 4 年(ワ)第 244 号 令和 4 年(ワ)第 318 号 令和 5 年(ワ)第 72 号	玄海原子力発電施設(1 号機～4 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
川内原発差止等請求事件	4,925	鹿児島地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 430 号 平成 24 年(ワ)第 811 号 平成 25 年(ワ)第 180 号 平成 25 年(ワ)第 521 号 平成 26 年(ワ)第 163 号 平成 26 年(ワ)第 605 号 平成 27 年(ワ)第 638 号 平成 27 年(ワ)第 847 号 平成 28 年(ワ)第 456 号 平成 29 年(ワ)第 402 号 平成 30 年(ワ)第 562 号 令和元年(ワ)第 426 号	川内原子力発電施設(1 号機、2 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件	27	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 159 号	大間原子力発電施設の建設・運転の差止め及び損害賠償(1 人あたり 3 万円)を求めるもの。下級審の結果は勝訴。
大飯原子力発電所運転差止等請求事件	427	京都地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 3671 号 平成 25 年(ワ)第 3946 号 平成 27 年(ワ)第 287 号 平成 28 年(ワ)第 79 号 平成 29 年(ワ)第 408 号 平成 30 年(ワ)第 878 号 令和 3 年(ワ)第 3509 号	内閣総理大臣及び 3 閣僚が、「原子力発電所の再起動にあたって安全性に関する判断基準」を公表し、これに基づき大飯原発の再起動を決定した作為並びに経済産業大臣が、大飯 1～4 号機について運転停止又は廃炉を命令しなかった不作為が違法行為として、国(経済産業省及び環境省)に対し、国と関西電力(株)が連帯して大飯原子力発電所 1～4 号機の施設の使用停止するまで原告 1 名あたり 1 ヶ月 1 万円の損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,552	最高裁判所 (二審：仙台高等裁判所 一審：福島地方裁判所いわき支部) 令和 5 年(ネオ)第 21 号 令和 5 年(ネ受)第 25 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は勝訴。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	403	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 平成 31 年(ネ)第 1105 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,375	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 199 号 令和 2 年(ネ)第 297 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	436	名古屋高等裁判所 (原審：名古屋地方裁判所) 令和元年(ネ)第 801 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,073	仙台高等裁判所 (原審：山形地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 27 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,547	東京高等裁判所 (原審：新潟地方裁判所) 令和 3 年(ネ)第 3362 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,199	東京高等裁判所 (原審：横浜地方裁判所) 令和元年(ネ)第 3292 号 令和元年(ネ)第 5000 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	816	大阪高等裁判所 (原審：京都地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 1445 号 平成 30 年(ネ)第 2537 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	3,124	大阪地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 9521 号 平成 25 年(ワ)第 12947 号 平成 26 年(ワ)第 2109 号 平成 28 年(ワ)第 2098 号 平成 28 年(ワ)第 7630 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	745	神戸地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 1992 号 平成 26 年(ワ)第 422 号 平成 27 年(ワ)第 517 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	378	仙台高等裁判所 (原審：仙台地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 311 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	346	東京高等裁判所 (原審：さいたま地方裁判所) 令和 4 年(ネ)第 3396 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	4,827	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5750 号 平成 30 年(ワ)第 6283 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	999	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 令和 3 年(ネ)第 540 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,177	岡山地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 174 号 平成 27 年(ワ)第 233 号 平成 30 年(ワ)第 113 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	11	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所) 令和 3 年(行コ)第 9 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故当時、同発電所の周辺地域に居住していた原告らが、本件事故後における違法な事故対応等により無用な被ばくをさせられたとして、国(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	125	福岡高等裁判所 (原審：福岡地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 700 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	407	広島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 1133 号 平成 28 年(ワ)第 912 号 平成 29 年(ワ)第 335 号 令和 2 年(ワ)第 182 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,065	福島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 217 号 平成 27 年(ワ)第 82 号 平成 28 年(ワ)第 266 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,403	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所郡山支部) 令和 4 年(ネ)第 229 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	755	東京地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 13562 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告が、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	92	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和元年(ネ)第 2271 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	45,921	仙台高等裁判所 (原審：福島地方裁判所郡山支部) 令和 3 年(ネ)第 247 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	12,914	福島地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 235 号 平成 28 年(ワ)第 299 号 平成 29 年(ワ)第 274 号 平成 30 年(ワ)第 192 号 令和元年(ワ)第 242 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	9,400	福島地方裁判所 平成 28 年(ワ)第 280 号 平成 30 年(ワ)第 44 号 平成 30 年(ワ)第 169 号 平成 30 年(ワ)第 241 号 平成 31 年(ワ)第 39 号 令和元年(ワ)第 118 号 令和元年(ワ)第 200 号 令和 2 年(ワ)第 38 号 令和 3 年(ワ)第 64 号 令和 4 年(ワ)第 91 号 令和 4 年(ワ)第 163 号 令和 5 年(ワ)第 11 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、原状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	8,052	福島地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 237 号 令和元年(ワ)第 85 号 令和元年(ワ)第 143 号 令和元年(ワ)第 219 号 令和 2 年(ワ)第 18 号 令和 2 年(ワ)第 169 号 令和 3 年(ワ)第 49 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(内閣府、経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	161	横浜地方裁判所 令和3年(ワ)第3392号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	23	福岡地方裁判所 令和3年(ワ)第3037号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。

(注) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和5年3月31日現在の請求金額を記載している。

4 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 304,919 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 95,365 百万円

5 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：石炭勘定から承継した返納金債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：20 百万円

債権の種類：補助金の返納金債権等

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：1,554 百万円

(3) 財政法第44条の資金

資金の種類：周辺地域整備資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第92条第1項

内 容：電源立地の進展に伴い、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため設置している。なお、現在残高はない。

資金の種類：原子力損害賠償支援資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第92条の2第1項

内 容：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号)附則第16条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」第91条の3第1項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために要する費用を確保するために設置している。

(4) 合算業務費用計算書における収益の計上

- ・「支払利息」において、石油証券の発行高を超過する収入金のうち当期分の1,236百万円が計上されている。
- ・「為替換算差損益」において、為替換算差益340百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、たな卸資産の処分益等148,205百万円が計上されている。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 石油公団からの資産、債権及び債務の承継

「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」第5条の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第66条第27号の規定による廃止前の「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」が改正され、平成15年度において、石油の備蓄の増強を図るための国家備蓄石油の取得、管理等並びに国家備蓄施設の設置及び管理を国自らが実施することとなった。

これに伴い、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」附則第10条及び第12条に基づき、平成15年4月1日及び平成16年2月1日にそれぞれ国家備蓄石油及び国家備蓄施設に係る資産及び負債(借入金及び公債)を、併せて同法附則第2条及び「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第10条の規定に基づき、平成17年4月1日に石油公団に係る資産(現金、有価証券)、債権及び債務を石油公団から承継している。

- ④ 資金援助交付費については、法第46条第1項の規定により令和5年4月26日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、13,014,973百万円を機構に交付することとしている(うち、10,727,400百万円については、令和4年度までに交付済み)。

なお、当該交付費を限度とし、毎事業年度において機構に利益が生じた場合には、法第59条第4項の規定に基づき、当該利益を国庫に納付することとなっている。

- ⑤ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の「有価証券」、「物品」、「無形固定資産」及び「退職給付引当金」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の合算貸借対照表において、「有価証券」が121,292百万円増加、「物品」が675百万円減少、「無形固定資産」が0百万円増加、「退職給付引当金」が56百万円減少し、「資産・負債差額」が120,673百万円増加しており、合算資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が120,673百万円増加している。

附属明細書

1 勘定別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
＜資 産 の 部＞					
現 金 ・ 預 金	761,208	68,700	100,350	—	930,259
有 価 証 券	643,581	—	—	—	643,581
た な 卸 資 産	1,405,055	—	—	—	1,405,055
未 収 金	3,753	1	—	—	3,755
前 払 費 用	—	1	2,772,600	—	2,772,601
貸 付 金	39,500	—	—	—	39,500
他 会 計 繰 戻 未 収 金	—	33,300	—	—	33,300
貸 倒 引 当 金	△ 1,574	△ 1	—	—	△ 1,575
有 形 固 定 資 産	378,351	4,504	—	—	382,855
国有財産(公共用財産を除く)	377,859	132	—	—	377,992
土 地	48,740	32	—	—	48,772
立 木 竹	1,707	—	—	—	1,707
建 物	12,311	98	—	—	12,410
工 作 物	310,363	1	—	—	310,365
船 舶	4,735	—	—	—	4,735
物 品	491	4,372	—	—	4,863
無 形 固 定 資 産	82	21	—	—	103
出 資 金	1,124,523	177,245	7,000	—	1,308,768
資 産 合 計	4,354,482	283,772	2,879,950	—	7,518,205
＜負 債 の 部＞					
未 払 金	159	142	—	—	302
未 払 費 用	11	—	—	—	11
賞 与 引 当 金	32	503	—	—	536
政 府 短 期 証 券	1,160,700	—	—	—	1,160,700
公 債	—	—	2,772,600	—	2,772,600
借 入 金	308,927	—	8,202,122	—	8,511,049
退 職 給 付 引 当 金	439	3,829	—	—	4,269
負 債 合 計	1,470,271	4,474	10,974,722	—	12,449,468
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞					
資 産 ・ 負 債 差 額	2,884,210	279,297	△ 8,094,771	—	△ 4,931,262

2 勘定別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
人 件 費	467	7,288	—	—	7,756
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32	503	—	—	536
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	2	404	—	—	407
補 助 金 等	372,541	137,708	—	—	510,249
委 託 費	166,218	19,522	—	—	185,741
交 付 金	—	47,000	—	—	47,000
分 担 金	124	—	—	—	124
抛 出 金	7,101	1,386	—	—	8,487
補 給 金	26,042	—	—	—	26,042
資 金 援 助 交 付 費	—	—	492,300	—	492,300
独立行政法人運営費交付金	159,529	94,960	—	—	254,489
国有資産所在市町村交付金等	5,972	0	—	—	5,972
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	1	—	—	1
庁 費 等	817	14,108	0	—	14,926
公 債 事 務 取 扱 費	2	—	5	—	7
そ の 他 の 経 費	421	898	—	—	1,320
減 価 償 却 費	28,199	1,677	—	—	29,876
支 払 利 息	△ 827	—	—	—	△ 827
為 替 換 算 差 損 益	△ 340	—	—	—	△ 340
資 産 処 分 損 益	△ 147,975	8	—	—	△ 147,966
た な 卸 資 産 評 価 損	7	—	—	—	7
本 年 度 業 務 費 用 合 計	618,338	325,468	492,306	—	1,436,113

3 勘定別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
I 前年度末資産・負債差額	2,654,191	290,785	△ 7,881,236	—	△ 4,936,260
II 本年度業務費用合計	△ 618,338	△ 325,468	△ 492,306	—	△ 1,436,113
III 財 源	786,730	316,599	278,771	—	1,382,102
1 自 己 収 入	50,312	3,258	278,771	—	332,342
そ の 他 の 財 源	50,312	3,258	278,771	—	332,342
2 他会計からの受入	736,418	313,340	—	—	1,049,759
一般会計からの受入	736,418	313,340	—	—	1,049,759
IV 無 償 所 管 換 等	121,633	600	—	—	122,233
V 資 産 評 価 差 額	△ 60,005	△ 3,218	—	—	△ 63,224
VI 本年度末資産・負債差額	2,884,210	279,297	△ 8,094,771	—	△ 4,931,262

4 勘定別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
I 業 務 収 支					
1 財 源					
自 己 収 入					
そ の 他 の 収 入	236,641	3,262	278,771	—	518,675
他 会 計 か ら の 受 入					
一 般 会 計 か ら の 受 入	736,418	313,340	—	—	1,049,759
出資金の回収による収入	464	—	—	—	464
有価証券の売却・償還による収入	135	—	—	—	135
前 年 度 剰 余 金 受 入	592,638	76,285	65,590	—	734,513
財 源 合 計	1,566,298	392,887	344,362	—	2,303,548
2 業 務 支 出					
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)					
人 件 費	△ 509	△ 8,156	—	—	△ 8,665
補 助 金 等	△ 372,541	△ 137,708	—	—	△ 510,249
委 託 費	△ 166,218	△ 19,522	—	—	△ 185,741
交 付 金	—	△ 47,000	—	—	△ 47,000
分 担 金	△ 124	—	—	—	△ 124
抛 出 金	△ 7,101	△ 1,386	—	—	△ 8,487
補 給 金	△ 26,042	—	—	—	△ 26,042
独立行政法人運営費交付金	△ 159,529	△ 94,960	—	—	△ 254,489
国有資産所在市町村交付金等	△ 5,972	△ 0	—	—	△ 5,972
一 般 会 計 へ の 繰 入	△ 0	△ 1	—	—	△ 1
出 資 に よ る 支 出	△ 45,800	—	—	—	△ 45,800
庁 費 等 の 支 出	△ 2,211	△ 14,635	△ 0	—	△ 16,847
そ の 他 の 支 出	△ 298	△ 815	—	—	△ 1,114
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 786,349	△ 324,187	△ 0	—	△ 1,110,537
(2) 施 設 整 備 支 出					
建 物 等 に 係 る 支 出	△ 6,257	—	—	—	△ 6,257
施 設 整 備 支 出 合 計	△ 6,257	—	—	—	△ 6,257
業 務 支 出 合 計	△ 792,606	△ 324,187	△ 0	—	△ 1,116,794
業 務 収 支	773,692	68,700	344,361	—	1,186,754
II 財 務 収 支					
公 債 の 償 還 に よ る 支 出	—	—	△ 492,300	—	△ 492,300
政府短期証券の発行による収入	1,160,400	—	—	—	1,160,400
政府短期証券の償還による支出	△ 1,160,400	—	—	—	△ 1,160,400
借 入 に よ る 収 入	227,073	—	8,202,122	—	8,429,195
借入金返済による支出	△ 239,143	—	△ 8,012,122	—	△ 8,251,265
利 息 の 支 払 額	△ 410	—	—	—	△ 410
公債事務取扱に係る支出	△ 2	—	△ 5	—	△ 7
財 務 収 支	△ 12,483	—	△ 302,305	—	△ 314,789
本 年 度 収 支	761,208	68,700	42,055	—	871,964
翌 年 度 歳 入 繰 入	761,208	68,700	42,055	—	871,964
資 金 本 年 度 末 残 高	—	—	58,295	—	58,295
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	761,208	68,700	100,350	—	930,259